

# 平成21年度 第3回 北九州市地方独立行政法人評価委員会

## 次 第

日 時： 平成21年8月6日(木) 14:00～

場 所： 北九州市役所 5階 特別会議室A

### 【議 題】

- 1 北九州市立大学の平成21年度年度計画について
- 2 北九州市立大学の平成20年度業務実績の評価について
- 3 北九州市立大学の平成20年度財務諸表の承認・剰余金の繰越承認について
- 4 今後の日程等について

## 平成 21 年度計画の主要な取組み

中期計画については、平成 21 年 4 月 1 日時点(見込み)で、全 169 項目のうち、達成済みが 104 件(61%)、達成に近い状況にあるものが 62 件(37%)であり、両者で 98%を占めており、全体として順調な進捗状況と言える。

平成 21 年度は、中期計画の 5 年目の年にあたり、残り 2 年間でその達成に努力するとともに、教育の質の向上や地域への貢献といった中長期の視点に立って、さらに力を注ぐべき事項を 5 つの主要な取組みとして積極的に推進する。

### 5 つの主要な取組み

#### 1 地域創生学群の開設 (入学定員 90 人、平成 21 年度一般選抜志願倍率 12.7 倍)

平成 21 年 4 月に新学部「地域創生学群」を開設する。地域創生学群は、3 つの履修コース(地域マネジメント・地域福祉・地域ボランティア)から成り、ゼミ形式の少人数教育、フィールド型教育(実習・演習)の充実、昼夜開講制を再編し夜間特別枠(40 人)の導入による社会人教育、長期履修学生制度の導入などを特色とし、本学で初めて学習ポートフォリオの導入を行う。

#### 2 連携大学院カーエレクトロニクスコースの開設

文部科学省補助事業「戦略的大学連携支援事業」に採択された北九州学術研究都市における「連携大学院カーエレクトロニクスコース(北九州市立大学、九州工業大学、早稲田大学)」を開設する。対象者は 3 大学の大学院博士前期課程に所属する 30 名程度。

#### 3 FD 活動の推進

授業公開、新任教員研修、ピアレビューの実施、授業アンケートの充実及び授業評価報告書の作成、電子版授業計画書の検討等を行うとともに、教育効果測定、教育改善提案などを行うため平成 21 年 3 月に設置した「教育開発支援室」の活動を本格化し、教育に関する様々な取組みに反映させ、より効果的な教育改善を推進する。

#### 4 大学コンソーシアム関門による共同授業の実施

北九州市立大学、九州共立大学、九州国際大学、下関市立大学、西日本工業大学、梅光学院大学との間で包括協定を締結した「大学コンソーシアム関門」による単位互換制度を活用した共同授業を開始する。

#### 5 大学評価・学位授与機構による認証評価への対応

大学評価・学位授与機構(文部科学省により認証された評価機関)による認証評価に、教職員一体となって取り組む。11 の基準に沿って 99 の項目で構成される自己評価書を作成し、6 月に提出、7～9 月に書面審査、10 月以降に訪問調査を受け、平成 22 年 1 月に評価結果原案が示され 3 月に確定し公表される。

# 平成 21 年度計画の概要

## I 教育

### 1 教育改善に係る推進体制の強化

□ 教育開発支援室

教育開発支援室において、教育成果の検証と評価を行い、教育改善に向けた提案を行うなど、FD活動と連携して教育の質の向上を図る。

### 2 FD活動の推進（授業評価・教育方法の改善）

□ 授業評価報告書の作成

授業アンケートとこれに対する教員の自己評価を記載した授業評価報告書を各学部等単位で作成し、学生に公開する。

□ ピアレビュー

全学科単位でのピアレビューを実施し、その検証を行う。

### 3 成績評価システム

□ GPA制度の定着化と活用 **新**

GPA制度の質的向上と定着化を図る。また、GPAを利用した成績優秀学生の表彰制度を導入するとともに、早期卒業制度の導入を検討する。

### 4 語学教育・専門教育の充実

□ 英語教育の数値目標

教養科目においてTOEIC 470点以上またはTOEFL 460点以上の目標到達学生の割合を2年終了時で45%を目指す。また、専門教育（外国語学部英米学科）において3年次におけるTOEFL（PBT）550点以上の目標到達学生の割合55%を目指す。

□ 学部・大学院の連携教育

専門分野の高度化に対応するため、社会システム研究科博士前期課程と学部との連携について検討を行う。

## 5 優秀な学生の確保

### □ 入試広報センターの設置・志願者確保

入試センターを入試広報センターに改組。同センターを中心に効率的・効果的な入試広報活動を行い、一般選抜志願倍率5.4倍以上を確保する。

\* 志願者数・志願倍率の推移

平成17年度入試:4,989人・5.9倍

平成18年度入試:4,533人・5.4倍

平成19年度入試:4,583人・5.4倍

平成20年度入試:4,789人・5.4倍

平成21年度入試:4,946人・5.6倍

### □ 入試選抜方式別の追跡調査

入試選抜方式別に学生の修学・進路状況の追跡調査を行い、入試選抜方法の評価を行う。

## 6 生活支援・就職支援

### □ 早期支援システムの実施

学生相談室（なんでも相談窓口）を中心として、学生の多様な相談に対応するとともに、早期支援システムを引き続き実施する。

### □ キャリアセンターによる就職率向上

キャリアセンターと各学部との連携により、各種キャリア支援策を実施し、就職決定率90%以上を目指す。

\* 就職決定率の推移

平成16年度:89.4% 平成17年度:92.4% 平成18年度:95.4% 平成19年度:95.5%

## 7 地域創生学群の開設

地域創生学群:地域マネジメントコース、地域福祉コース、地域ボランティアコースの3コース。入学定員は、90人。うち、40人は夜間特別枠。

志願状況:AO入試 154人(定員15人)・10.3倍 一般選抜 444人(定員35人)・12.7倍

### □ 特色ある教育方法 (新)

ゼミ形式による4年一貫の少人数教育や社会と連携した現場実習による教育を通じて、実践力を身に付け、地域社会の再生と創造に貢献していく人材育成をスタートする。

### □ 学習ポートフォリオの導入 (新)

学生の自己管理による主体的な学習への取組と担当教員の効果的な履修指導を実現していくため、学習ポートフォリオを導入する。

□ 社会人の積極的な受入れ **⑧**

社会人等の多様な学びのニーズに応えるため、従来の夜間主コースに代わる夜間特別枠を設け、社会人学生を受け入れる。

\* 夜間特別枠の設定、長期履修学生制度の導入

## **8 国際交流の推進**

□ 派遣留学の実施

平成20年度2学期に英米学科学生を対象として開始したタコマ・コミュニティカレッジへの派遣留学を、対象学生を拡大し、通年実施する。平成21年度1学期は、26名を派遣する。

\*平成20年度2学期派遣人数:28人

□ 交換留学等

仁川大学校への交換留学派遣を開始するとともに、引き続き、北京語言大学、西安交通大学との交流を行う。

## **Ⅲ 研究**

### **1 産学官連携**

□ 技術開発センター群事業の実施

環境技術・技術情報・ナノテクなど有望な産業技術シーズの開発を目指す技術開発センター群事業を実施する。

平成17年度 「地域エネルギー環境開発センター」設置(平成21年度まで継続)

「集積システム設計環境研究センター」設置(平成21年度まで継続)

平成18年度 「アクア研究センター」設置(平成20年度末評価)

平成19年度 「国際連携環境研究センター」設置(平成21年度末評価)

平成20年度 「環境・消防技術開発センター」設置

□ 知的クラスター創成事業第2期の実施

知的クラスター創成事業第2期を実施し、研究成果の創出を図る。なかでも、カー・エレクトロニクスに関する研究を重点テーマとして一層推進する。

### **2 東アジア研究**

□ アジア文化社会研究センターとICSEADの連携

アジア文化社会研究センターにおいて、(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)と連携してアジア地域に関する研究を行い、セミナー、シンポジウム等を開催する。

### **3 地域課題研究**

#### **□ 地域課題研究の推進**

都市政策研究所において兼任所員を含む所員会を通じて全学的に地域課題研究を推進する。

## **Ⅲ 社会貢献**

### **1 他大学との連携**

#### **□ 大学コンソーシアム関門 ⑨**

北九州市立大学、九州共立大学、九州国際大学、下関市立大学、西日本工業大学、梅光学院大学で包括協定を締結した「大学コンソーシアム関門」による単位互換制度を活用した共同授業を実施する。

#### **□ 連携大学院カー・エレクトロニクスコースの開設 ⑨**

北九州学術研究都市内に立地する3大学（北九州市立大学、九州工業大学、早稲田大学）による連携大学院カー・エレクトロニクスコース（平成20年度戦略的学術連携支援事業（文部科学省補助事業）に採択）を開設する。

### **2 地域社会との連携**

#### **□ NPO等との連携強化**

地域の子育て支援NPO、ボランティア団体と連携し、多世代交流・生涯学習モデル事業「コラボラキャンパスネットワーク」を、北方キャンパスにおいて引き続き実施する。

#### **□ 地域産業支援センター**

地域産業支援センターを窓口として、企業からの技術相談・経営相談に応じる。

#### **□ 各種地域貢献事業の実施**

市民向け公開講座、法学部コミュニティ・コースを実施するとともに、市民のスキルアップのための取組みについて検討する。

## Ⅳ 組織運営

### 1 認証評価への取組み

#### □ 認証評価

大学評価・学位授与機構が実施する認証評価を受けるため、自己評価書を作成し、提出するとともに、訪問調査等への対応を行う。

\* 6月に自己評価書提出、7～9月に書面審査、10月以降に訪問調査。平成22年1月に評価結果原案が示され3月に確定し公表。

### 2 運営体制の充実

#### □ 外部研究資金の確保

受託研究費、共同研究費、奨学寄附金、科学研究費補助金などの外部研究資金について、年間5億円程度の確保を目指す。

#### \* 外部研究費獲得状況

平成17年度:4億6,175万円

平成18年度:4億7,266万円

平成19年度:5億2,650万円

#### □ 運営体制の充実

財政面では今後とも経費の節減に努めるとともに、自主財源の確保に取り組む。また、研究費の不正防止対策などコンプライアンスの強化、危機管理、情報セキュリティの徹底、積極的な情報公開など、充実した大学運営に努める。

### 〈参考〉 中期計画の進捗状況(H21.04)

	H20.04 時点		H21.04		差異
A	0	0.0%	0	0.0%	0
B	7	4.1%	3	1.8%	▲ 4
C	69	40.8%	62	36.7%	▲ 7
D	93	55.1%	104	60.9%	11
計	169	100.0%	169	100.0%	—

A:未着手 B:前半・検討中 C:後半・検討中 D:実施

公立大学法人北九州市立大学

平成 2 1 年度計画



平成 2 1 年 3 月  
北九州市立大学

---



# 目次

## I 教育

- (1) 教育内容と成果に関する具体的方策……………1
- (2) 教育方法と学習指導に関する具体的方策……………3
- (3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策……………5
- (4) 学生への生活支援・就職支援に関する具体的方策……………7
- (5) 教育の実施体制の整備に関する具体的方策……………8

## II 研究

- (1) 目指すべき研究の方向と水準に関する具体的方策……………9
- (2) 研究の実施体制の整備に関する具体的方策……………11
- (3) 研究評価と成果の管理に関する具体的方策……………13

## III 社会貢献

- (1) 教育機関との連携に関する具体的方策……………14
- (2) 地域社会との連携に関する具体的方策……………15
- (3) 国際交流の推進に関する具体的方策……………16

## IV 組織運営

- 第1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置……………18
  - 1 経営戦略を実現する機動的な運営に関する目標を達成するための措置……………18
    - (1) 機動的な運営体制の確立に関する具体的方策……………18
    - (2) 学内資源の効果的な活用に関する具体的方策……………18
    - (3) 外部の知見の積極的な活用に関する具体的方策……………19
  - 2 人事の適正化に関する具体的方策……………19
- 第2 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置……………20
  - 1 自立性の高い財務運営の確立に関する具体的方策……………20
- 第3 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置……………21
- 第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置……………21
  - 1 施設・設備の整備に関する具体的方策……………21
  - 2 安全管理などに関する具体的方策……………22
  - 3 人権の啓発に関する具体的方策……………22

- 
- [1] 予算、収支計画及び資金計画……………23
  - [2] 短期借入金の限度額……………26
  - [3] 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画……………26
  - [4] 剰余金の使途……………26

# 1 教育

---

## 教育に関する目標を達成するための措置

### (1) 教育内容と成果に関する具体的方策

#### ア 教養教育の見直し

(教養教育科目の見直し、専門教育との連携強化、キャリア教育)

- 1-1 学部生のインターンシップの単位化について、既に実施している国際環境工学研究科の状況を踏まえ、検討を行う。
- 1-2 基盤教育科目として1、2年次対象のキャリア教育科目を開講するほか、経済学部専門教育科目において、職業選択に関する授業科目を開講する。

#### イ 語学教育

(実践的な英語教育プログラム)

- 2 タコマ・コミュニティカレッジへの派遣留学予定学生を主な対象として平成20年度に試行的に実施したイングリッシュ・カフェについて、その実施状況を踏まえ、さらなる充実について検討する。

(TOEIC、TOEFLの数値目標)

- 3 教養科目において TOEIC 470点以上または TOEFL 460点以上の目標到達学生の割合を2年修了時で45%を目指す。また、専門教育(外国語学部英米学科)において3年次における TOEFL (PBT) 550点以上の目標到達学生の割合55%を目指す。

(語学力の特に優れた学生の育成)

- 4 基盤教育の3、4年次選択科目として、英語上級クラスの英語IX、X、XI、XIIを開講する。

(東アジア言語の教育システム拡充)

- 5 基盤教育の3年次選択科目として、中国語上級、朝鮮語上級を開講する。

(海外英語習得プログラム、海外留学の活用)

- 6 平成20年度2学期に英米学科学生を対象として開始したタコマ・コミュニティカレッジへの派遣留学を、対象学生を拡大し、通年実施する(派遣は、1学期、2学期それぞれ行う。)。平成21年度1学期は26名派遣予定である。

ウ 情報処理教育・図書館

(図書館の図書充実、電子図書機能強化)

- 7-1 平成19年度に策定した蔵書計画に基づき図書の購入を進めるとともに寄贈図書の積極的な受入れを図り、7000冊程度の蔵書数増を目指す。また、現在導入している電子ジャーナル、データベースの学生利用を促進する。
- 7-2 図書館内で学生がパソコンを利用して論文を作成できるよう専用の部屋を整備するとともに、論文執筆用のソフトの導入を図り、図書館機能を充実させる。

エ 学部専門教育

(理論と実践の統合等による実践的教育の強化)

- 8 地域創生学群において、社会と連携した現場実習による教育を通じて、実践力を身に付け、地域社会の再生と創造に貢献していく人材育成をスタートさせる。

(少人数教育、フィールド型教育、資格取得推奨型教育)

- 9-1 地域創生学群において、専門コア科目群として専門基幹科目を設ける。また、4年一貫のゼミ形式による少人数教育や社会と連携した現場実習など特色ある教育をスタートさせるとともに、卒業後に学生が地域現場で活用できる資格取得の機会を提供する。
- 9-2 日本語教師資格取得を目指す学生のために、協定校であるカーディフ大学(イギリス)での実習を行うとともに、引き続き、簿記・情報関連科目、法科大学院受験対策講座、公務員受験対策、各種資格試験対策などの資格取得推奨型教育を実施する。

(学部・大学院の連携教育プログラム)

- 10 社会システム研究科博士前期課程と学部との連携について検討を行う。

## オ 大学院の充実

### (大学院生の博士課程の取得率向上)

- 1 1 成績の評価基準及び学位論文の評価基準に留意したうえ、社会システム研究科においては30%以上、国際環境工学研究科においては60%以上の博士学位取得率を目指す。

## (2) 教育方法と学習指導に関する具体的方策

### ア 体系的な教育課程

#### (授業形態・成績評価基準等を明示したシラバスの作成)

- 1 2-1 北方キャンパスにおいて、平成20年度に見直した様式によりシラバスを作成する。また、ホームページに掲載するシラバスを拡充する。

\* ひびきのキャンパスにおいては、平成20年度にシラバスをPDF化し、学部HPに掲載している。

- 1 2-2 電子版の詳細な授業計画書の導入について、引き続き検討を行う。

#### (少人数授業科目、演習科目の充実)

- 1 3 地域創生学群において、社会と連携した現場実習による教育を通じて、実践力を身に付け、地域社会の再生と創造に貢献していく人材育成をスタートさせる。(再掲)

### イ 授業方法や学習指導の開発

#### (教員の授業内容、教育方法などの改善・向上)

- 1 4-1 全学的には、FD委員会を中心に教育手法改善への取組を推進し、引き続き、授業公開、新任教員研修、FDセミナー等を実施するとともに、全学科単位でのピアレビューを試行実施し、その検証を行う。また、FD活動への学生参加について検討を行う。

\* FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動とは、Faculty Development。教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称である。具体的な例としては、新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施などを挙げることができる。

- 1 4-2 各学部等においても、研修会の実施や学生の指導計画書・指導報告書の作成など、FD活動を実施する。

## ウ 学習支援体制の整備

### (クラス担任制度、TA、オフィスアワー制度等)

15-1 地域創生学群において、4年一貫のゼミ形式による少人数教育を行うとともに、学習相談、履修指導を充実させ、学生の自己管理による主体的な学習への取組と担当教員の効果的な履修指導を実現していくため、学習ポートフォリオを導入する。

\* 学習ポートフォリオとは、学生が学習過程ならびに各種の学習成果を長期にわたって収集したもの。それらが必要に応じて系統的に選択して、学習過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題を見つけてステップアップを図っていくことを目的とする。

15-2 オフィスアワー制度については、引き続き一覧表の窓口配置、学内イントラへの公開を行うとともに、平成20年度に実施した学生利用状況調査を踏まえ改善を行う。

\* オフィスアワーとは、授業に関する質問や学業に関する相談について、教員が研究室等で相談に応じることができる時間。

15-3 北方キャンパスにおいて平成20年度に試行的に導入したTA、RA制度を引き続き実施する。また、ひびきのキャンパスにおいては、引き続きTA、EAによる授業、実験・演習等への支援を行う。

\* TA(ティーチング・アシスタント)制度とは、大学院の優秀な学生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、当該学生への教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、当該学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする制度。

\* RA(リサーチ・アシスタント)制度とは、大学院が行う研究プロジェクト等に、優れた大学院学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする制度。

\* EA(エンジニアリング・アドバイザー)とは、授業・実験・研究等で技術的なサポートをする補助者。

## エ 成績評価システムの開発

### (GPA制度の質的向上)

16 平成19年度に全学的に導入したGPA制度による成績状況等を分析・検証し、成績不振者等への対応など、修学指導に活用する。また、GPA制度の質的向上を図るため、各学部等における科目ごとの成績分布状況を教員に公開する。

\* GPAとは、Grade Point Averageの略。授業科目ごとの成績評価を5段階で評価し、それぞれに対して4, 3, 2, 1, 0のようにグレードポイントを付与し、単位あたりの平均を出して一定水準以上を卒業等の要件とする制度。

\* ひびきのキャンパスでは、開学当初からGPAを導入し、下記の点で活用をしている。

- ① 受講申告単位の上制限の拡大、② 卒業研究及び卒業設計の履修条件、③ 卒業資格の認定
- ④ 早期卒業、⑤ 退学勧告、⑥ 各学期の成績分布を作成 など

(北方キャンパスにおける早期卒業制度の導入)

17 各学部等と社会システム研究科を中心に早期卒業制度の導入について引き続き検討する。

(優秀学生表彰制度の実施)

18 平成19年度に導入した新カリキュラムの対象学生について、GPAを利用した成績優秀学生の表彰制度を導入する。

オ 教育活動の評価システムの整備

(FD活動と推進体制の整備)

19 FDを中心として教育支援を行うために平成20年度に設置した教育開発支援室の活動を本格化させる。

(教員の博士学位取得奨励)

20 平成20年度に北方キャンパスに導入したサバティカル制度を、ひびきのキャンパスにも適用を拡大し、全学的に運用する。このサバティカル制度においては、博士学位の取得を、選考の際に考慮する「顕著な業績」の一つとし、博士学位の取得へのインセンティブとする。

(学生による授業評価、教員による自己評価)

21-1 授業アンケートとこれに対する教員の自己評価を記載した報告書(授業評価報告書)を各学部等单位で作成し、学生に公開する。

21-2 授業アンケートを実施する科目の充実と報告書の自己評価記載の拡充、FD活動への活用を検討するとともに、授業の相互評価の導入について検討し、順次実施する。

\* ひびきのキャンパスでは、アンケート結果に関して教員が自己評価を実施するほか、履修学生に対する教員のコメントを授業評価アンケートとともに学部内 e-ラーニングシステム"moodle"を活用して学生に公開済み

(授業改善への学生の声反映)

22 学生の声を教育改善に反映させるため、授業評価報告書をベースに、これに授業改善への取り組み、成績評価分布を加えた教育プログラム報告書作成に向けた検討を行う。

\* ひびきのキャンパスにおいては、平成20年度に授業評価アンケートの質問項目を見直したほか、各教員が独自で質問事項を設定できるように見直しを行った。

### (3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策

#### ア 大学広報

(優秀な学生確保のための大学説明会等)

23 平成21年度入試広報計画に基づき、効率的・効果的な入試広報活動を行い、一般選抜志願倍率5.4倍以上を確保する。

(広報体制の強化)

24 入試センターを入試広報センターに改組し、入試結果を踏まえた戦略的な入試広報体制を構築する。

#### イ 入試選抜方法

(AO入試の導入)

25 地域創生学群のAO入試の結果、入学生の修学状況等を検証し、他学部へのAO入試導入について検討を行う。

\* AO(アドミッションズ・オフィス)入試とは、出願者自身の人物像を学校側の求める学生像(アドミッション・ポリシー)と照らし合わせて合否を決める入試方法である。学力試験の得点で合否が決まる従来の一般入試とは異なり、志望理由書や面接などにより出願者の個性や適性に対して多面的な評価を試みる点に特色がある。

\* 地域創生学群において、平成20年9月にAO入試を実施した。募集定員15名に対し154名の志願者(10.3倍)があり、そのうち合格者は22名であった。

(学生の修学・進路状況の追跡調査の実施)

26-1 平成17年度入学生の在学時4年間分の成績及び進路データの分析を行い、入試選抜方式別の評価を実施する。

26-2 教育開発支援室においても、追跡調査結果を教育支援に活用する。

(高大連携の拡充)

27 サマースクール、出張講義、高校訪問や進路指導者意見交換会などの高大連携事業を積極的に行う。

(意欲ある優秀な学生の積極的受入れ)

28 スカラシップ入試・特待生制度について、財政状況等を踏まえながら、継続的に検討する。

## ウ 社会人の積極的な受入

### (社会人対象の教育システム充実)

29-1 昼夜開講制を再編し、平成21年4月に、社会人等の多様な学びのニーズに対応する地域創生学群を開設する。入学定員90名のうち40名については、従来の夜間主コースに代わる夜間特別枠として主に社会人学生を受け入れる。

#### \* 地域創生学群の特色

- ・ 昼夜間開講及び夜間特別枠の設定
- ・ 長期履修制度の導入

29-2 ビジネススクール（マネジメント研究科）において、社会人を積極的に受け入れ、高度で実践的な教育を行い、地域の活性化や産業振興の担い手となる人材を育成する。

## エ センターの設置

### (入試センターの充実)

30 入試センターを入試広報センターに改組し、入試結果を踏まえた戦略的な入試広報体制を構築する。(再掲)

## オ 大学院での学生確保

### (秋季入学の実施)

31 社会システム研究科博士前期課程における秋季入学の導入を検討する。

## (4) 学生への生活支援・就職支援に関する具体的方策

### ア 生活・進路相談

#### (メンタルケア専門スタッフ)

32 学生相談室（なんでも相談窓口）を中心として、学生の多様な相談に対応するとともに、早期支援システムを引き続き実施する。

#### (学生への安全教育、予防対策の実施)

33 学生が関係するトラブルやハラスメントについて、引き続き基盤教育センターでの講義を設け、学生の自己管理・危機管理能力を養成するとともに、研修会の実施、防犯ブザーの配布、学生プラザにおける相談、支援などを実施する。また、薬物など学生に深刻な影響を及ぼす問題について注意喚起を行い、麻疹やインフルエンザなどの感染症予防対策に取り組む。



(休・退学、留年、成績不振者等の実態把握と対策)

34-1 早期支援システム、成績不振者への指導、休退学申請時の学部教員との面接指導などを引き続き実施し、休退学率の削減などの実績を調査する。

34-2 履修登録未完了者について、今後とも継続的にフォローし、引きこもり等問題を抱える学生の早期発見・指導を行い、休・退学者の削減に努める。

イ 学生活動支援

(学生の自主的活動への支援)

35 学生団体との各種協議会等を活用し、学生の意見・要望の把握に努めるとともに、各種助成の実施、スポーツフェスタの開催など、学生の自主的活動を奨励、支援する。

36 課外活動施設等の整備は、財源を踏まえながら継続的に実施する。

ウ 就職・進路支援

(進路の把握、大学院進学率の向上)

37-1 引き続き、キャリアセンターと学部の密接な連携のもと、民間企業、公務員、大学院進学などの進路把握を行うとともに、各種就職・キャリア支援事業の実施や就職先の開拓に取り組む。

37-2 国際環境工学部では、さらに大学院の充実強化に努めるとともに、学生一人ひとりの指導を強化し、前年度以上の大学院進学率を目指す。

(インターンシップシステム)

38 受入企業の開拓を進め、企業インターンシップの一層の充実を図る。

エ センターの設置

(キャリアセンターによる就職率向上)

39 キャリアセンターと各学部との連携により、引き続き各種キャリア支援策を実施し、就職率90%以上を目指す。

## (5) 教育の実施体制の整備に関する具体的方策

### ア 教育研究組織の整備

(学部・学科、大学院の新設・再編、昼夜開講制の見直し)

40 昼夜開講制を再編し、平成21年4月に、入学定員90名の地域創生学群を開設する。このうち40名については、従来の夜間主コースに代わる夜間特別枠として主に社会人学生を受け入れる。

\* 入学定員：90名

学位：学士(地域創生学)

履修コース：地域マネジメント、地域福祉、地域ボランティア養成の3コース

特色：4年一貫ゼミ、現場実習(2,3年次)、昼夜間開講、長期履修学生制度

夜間特別枠(平日6・7限(18:00～21:10)と土曜の授業中心で卒業可能。入学金・授業料半額。)

(教職員の総数・人件費の管理)

41-1 平成21年4月から地域創生学群の開設に伴い教員4名を採用する。

41-2 引き続き、教職員数、人件費の適切な管理を行う。

## II 研究

---

### 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 目指すべき研究の方向と水準に関する具体的方策

##### ア 重点研究分野

(国際水準の研究拠点形成)

42 国際水準の研究拠点形成を図るため、文部科学省の「グローバルCOEプログラム」への採択を目指し、プロジェクトチームにおいて申請について検討する。

\* グローバルCOEプログラムとは、平成14年度から文部科学省において開始された「21世紀COEプログラム」の評価・検証を踏まえ、その基本的な考え方を継承しつつ、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とする事業である。

(環境・情報・バイオ・ナノ等の学際的・先端的研究展開)

4 3 組織横断的な研究実施体制のもとで、環境技術・技術情報・ナノテクなど有望な産業技術シーズの開発を目指す「技術開発センター群」事業を引き続き推進する。

\* 「技術開発センター群」とは、国際環境工学部及び北九州学術研究都市における有望な産業技術シーズや地域に著しく貢献する分野の技術開発を専ら担う時限的な組織である。

H16年度 「エコデザイン研究センター」設置 (H18年度終了)

H17年度 「循環技術研究センター」設置 (H19年度終了)

「地域エネルギー環境開発センター」設置 (H21年度まで継続)

「集積システム設計環境研究センター」設置 (H21年度まで継続)

H18年度 「アクア研究センター」設置 (H20年度末評価)

H19年度 「国際連携環境研究センター」設置 (H21年度末評価)

H20年度 「環境・消防技術開発センター」設置

イ 研究成果の還元

(研究成果の地域社会還元)

4 4 都市政策研究所において下関市立大学との連携による関門地域共同研究を行い、共同研究成果発表会を開催するほか、研究報告会・ミニワークショップやシンポジウム等を開催し、研究成果の地域還元を図る。また、各教員による地元商店街、まちづくり団体等との連携や協働による地域活性化への取り組みを推進する。

ウ 東アジア研究

(アジアの発展を担う高度な人材育成、研究拠点形成)

4 5 社会システム研究科でアジア研究を推進するほか、アジア文化社会研究センターにおいては、ICSEADと連携し、引き続き研究活動やセミナーの開催等を行う。

エ 研究水準の向上

(国際学会、国際的プロジェクトへの参画等)

4 6-1 国際連携環境研究センターを活用し、中国の西安交通大学とのワークショップを実施するほか、台湾の国立台北科技大学、国立成功大学、英国のクランフィールド大学と共同で国際会議の開催を目指す。

4 6-2 国際連携環境研究センターを中心に、国際シンポジウムへの参画等を通じて、相互交流を行うことにより共同研究テーマの発掘を図り、国際共同プロジェクトの実施を目指す。

46-3 国際プロジェクトを推進するため「アジアの大学との科学技術共同研究開発助成金」や「海外連携プロジェクト助成共同研究開発助成事業」の獲得を目指す。

\* 「アジアの大学との科学技術共同研究開発助成金」

H18年度・3件 292万円

H19年度・3件 280万円

\* 「海外連携プロジェクト助成共同研究開発助成事業」

H18年度・6件 1,053万円

H19年度・7件 800万円

#### オ 地域課題に関する研究

(地域課題研究と人材育成)

47 平成21年4月に、北九州学術研究都市内に立地する3大学（早稲田大学、九州工業大学、北九州市立大学）による連携大学院カー・エレクトロニクスコース（平成20年度戦略的大学連携支援事業（文部科学省補助事業）に採択）を開設する。

\* 戦略的大学連携支援事業とは、国公私立大学間の積極的な連携を支援し、各大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図ることを目的とする平成20年度創設の文部科学省補助事業。（事業予定期間平成22年度まで）

\* カー・エレクトロニクスとは、自動車の高性能化、高機能化、情報化を支える各種の自動車用電子技術（自動車電子工学）。

(北九州地域の課題解決のための研究開拓、支援)

48 都市政策研究所において、兼任所員を含めた所員会等を通じて全学的に地域課題研究を推進していくとともに、本学研究者のデータベース化に向けて段階的な作業を継続して実施しながら、順次運用を開始する。

## (2) 研究の実施体制の整備に関する具体的方策

### ア プロジェクトの誘致・推進

#### (企業等との連携による研究プロジェクトの誘致、確保)

49 「知的クラスター創成事業第2期」を引き続き実施するとともに、連携大学院カー・エレクトロニクスコースの開設により、企業等との連携強化を図り、研究成果の創出を目指す。

#### \* 「知的クラスター創成事業第2期」の事業目的

地方自治体の主体性を重視し、大学、公的研究機関等を核とした、研究開発型企业等による国際的な競争力のある技術革新のための集積の創成を目指した「知的クラスター創成事業第1期」の成果を踏まえ、産学官連携による世界最先端の基礎的研究開発(シーズの創出)から実用化開発までの一体的推進、地域における産学官連携基盤の強化、クラスターの広域化など、世界レベルのクラスターの形成に向けた幅広い活動の戦略的な展開を目的とする。

#### (研究実施体制の強化)

50 有望な産業技術シーズの開発を目指す「技術開発センター群」事業を引き続き推進し、学外を含む研究員からなる研究実施体制を維持するとともに、世界レベルのクラスター形成に向けて産学官連携による基礎的研究開発(シーズの創出)や地域における産学官連携基盤の強化などを目的とする知的クラスター創成事業第2期を推進する。

### イ 共同研究

#### (ICSEAD との連携強化)

51-1 社会システム研究科博士後期課程国際開発政策コースにおける(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)との連携を引き続き推進する。

\* ICSEADとは、財団法人国際東アジア研究センター(The International Centre for the Study of East Asian Development)。東アジアの経済・社会問題の研究を行い、国際学術交流を促進する機関として平成元年に設立。

51-2 アジア文化社会研究センターにおける(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)との連携を図り、引き続き、共同研究やシンポジウムなどを開催する。

#### (技術開発センター群の推進)

52-1 組織横断的な研究実施体制のもとで、環境技術・技術情報・ナノテクなど有望な産業技術シーズの開発を目指す「技術開発センター群」事業を引き続き推進する。

5 2-2 平成21年度は、平成19年度に設置した「国際連携環境研究センター」の評価、及び2年間の継続設置となっていた「地域エネルギー環境開発センター」、「集積システム設計環境研究センター」に代わる新センターの設置を検討する。

(学内施設の大学・企業等への開放)

5 3-1 ひびきのキャンパスにおいて、引き続き、計測・分析センター、加工センターを開放する。

(北方・ひびきの中の学内横断的共同研究の仕組み構築)

5 3-2 都市政策研究所において、ひびきのキャンパス教員との共同研究による「地域課題研究」を企画、実施する。

(地域中小企業等との連携強化)

5 4 (財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) を通じて「地域イノベーション創出研究開発事業」や「地域資源活用型研究開発事業」を活用し、地域の中小企業等との連携を図る。

\* 「地域イノベーション創出研究開発事業」とは、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、産学官の研究開発資源の最適な組み合わせからなる研究体を組織し、最先端の技術シーズをもとに新製品開発を目指す実用化技術の研究開発を実施する経済産業省の事業。

\* 「地域資源活用型研究開発事業」とは、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域における産学官の強固な共同研究体を組織して行う、地域に存在する資源を活用した、新製品開発を目指す実用化技術の研究開発支援を通じて、新たな需要を開拓し、地域の新産業・新事業の創出に貢献しうる製品等の開発につなげることを目的とした経済産業省の事業。

(国内外の大学との共同研究の強化)

5 5-1 下関市立大学との連携による関門地域共同研究を引き続き推進し、共同研究成果発表会を開催する。

5 5-2 国際連携環境研究センターを中心に、国際シンポジウムへの参画等を通じて、相互交流を行うことにより共同研究テーマの発掘を図り、国際共同プロジェクトの実施を目指す。また、国際プロジェクトのための助成事業への採択を目指す。(再掲)

ウ 人材の活用・研究環境の整備

(財)国際東アジア研究センターとの研究交流

5 6 アジア文化社会研究センターにおける(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)との連携を図り、引き続き、共同研究やシンポジウムなどを開催する。(再掲)

(サバティカル制度の導入)

57 平成20年度に北方キャンパスに導入したサバティカル制度を、ひびきのキャンパスにも適用を拡大し、全学的に運用する。

(研究環境の整備)

58 北方サロンの実施、研究者名簿の更新を行うとともに、研究者名簿について既存の教員紹介や教員の地域貢献活動のデータベース化を見据え、大学ホームページへの掲載について検討し、順次実施する。

エ 産学官連携と地域への還元

(知的クラスター創成事業の推進)

59 「知的クラスター創成事業第2期」を引き続き実施し、研究成果の創出を図る。  
なかでも、カー・エレクトロニクスに関する研究を重点テーマとして一層推進させる。

(中小企業への技術支援・ベンチャー育成)

60 「地域産業支援センター」を核として、中小企業の技術支援に努める。

(地域企業に対する研修、相談事業)

61 中小企業大学校直方校と連携して地域の中小企業向け講座を引き続き開催するほか、地域産業支援センターを活用し、企業へのアドバイスや相談事業等を実施する。

(北九州の地域課題に関する調査研究等)

62 特別研究推進費により「地域課題研究」への研究費の重点配分を行うとともに、都市政策研究所において政策提言やシンポジウムの開催等を行う。

(3) 研究評価と成果の管理に関する具体的方策

ア 研究活動の評価

(研究活動・成果の公表)

63 教員評価制度の見直しに伴い、教育・研究・管理運営・社会貢献の4領域の活動について各教員が毎年度作成する「教員活動報告書」及び全学的な分析を行った教員評価結果をホームページ上で公開する。

## イ 知的財産の管理等

(FAIS と連携した研究成果の知的財産化、適正管理・有効活用)

6 4 (財)北九州産業学術推進機構(北九州TLO)と連携して、発明の評価、権利化、管理・技術移転に引き続き取り組む。

\* TLO~Technology Licensing Organization(技術移転機関)大学等の研究者の研究成果を特許化し、それを民間企業へ技術移転(ライセンス契約)を行う機関である。この技術移転により、新規産業や新製品等を創出し、企業から得た収益(ライセンス収入)の一部を更なる研究資金として、大学や研究者に還元している。

## III 社会貢献

---

社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 教育機関との連携に関する具体的方策

ア 他大学等との連携

(北九州地域コンソーシアムの推進)

6 5 平成20年度に、北九州市立大学、九州共立大学、九州国際大学、西日本工業大学、下関市立大学、梅光学院大学で包括協定を締結した「大学コンソーシアム関門」による単位互換制度を開始する。

\* 大学コンソーシアム関門とは、北九州・下関地域の大学間連携により共同授業等を実施し、各大学の知的資源を結集した多様で質の高い教育・研究の実現を目指すもの。

(学術研究都市の大学院等との連携強化)

6 6 平成21年4月に、北九州学術研究都市内に立地する3大学(九州工業大学、早稲田大学、北九州市立大学)による連携大学院カー・エレクトロニクスコース(平成20年度戦略的学術連携支援事業(文部科学省補助事業)に採択)を開設する。(再掲)

イ 初中等教育機関等との連携

(高校との連携の推進)

6 7 志願者の確保や大学教育力の地域還元を図るため、高校生が本学の講義やゼミを体験できるサマースクールを引き続き実施する。

6 8 高校からの要望に応じ、出張講義や大学訪問の受入れを行うとともに、高等学校の「スーパーサイエンスハイスクール」事業への協力、支援を実施する。



(初中等教育機関への支援)

69 市教育委員会との連携協力協定に基づき、本学学生が小・中学校で授業補助等を行う「学生ボランティア事業」を開始するなど、市内の小・中学校等に対する学校教育支援活動を推進する。

70-1 小・中学校に配布していた環境問題事例研究報告書CDなどのデジタル教材を高等学校や、生涯学習総合センターや市民センターなど市民が学べる施設にも配布し、環境教育への利用促進を図る。

70-2 平成20年度に文部科学省の「質の高い大学教育推進プログラム」に選定された「地域密着型環境教育プログラムの戦略的展開」に関する事業を引き続き実施する。

(2) 地域社会との連携に関する具体的方策

ア 生涯学習の推進

(市民向け修学制度の創設、公開講座の充実)

71-1 昼夜開講制を再編し、平成21年4月に、社会人等の多様な学びのニーズに対応する地域創生学群を開設する。入学定員90名のうち40名については、従来の夜間主コースに代わる夜間特別枠として主に社会人学生を受け入れる。(再掲)

71-2 引き続き市民向け公開講座を年間7講座程度開催する。

イ 市民サービスの向上

(市民向け相談窓口・資格取得講座等の検討)

72 資格取得講座の開設について、地域貢献室会議の検討結果に基づき、実施可能なものから順次実施する。

(サテライトキャンパスを活用した地域企業との連携)

73 地域企業等と連携し、サテライトキャンパスを活用したマネジメント講座、地域企業研修、相談事業などの開催を検討し、順次実施する。

(大学施設の開放)

74 図書館、教室、体育館、グラウンドなどの大学施設を引き続き開放する。

## ウ 国や地方自治体との連携

### (国等の各種審議会・委員会への積極的参画)

75 各教員において、国や地方自治体の各種審議会・委員会へ積極的に参画する。

### (自治体職員等の能力開発、研修等の実施)

76 自治体職員の研修生受入を継続実施するとともに、マネジメント研究科において、自治体等職員の研修プログラムのあり方等について関係先と協議を進める。

## エ 地域・後援会等との連携

### (後援会、同窓会との連携強化)

77 後援会、同窓会との連携のもと、修学支援・就職支援、課外活動支援などの各種事業を継続して実施する。

### (NPOや自治会等地域住民団体との連携強化)

78-1 地域の子育て支援NPO、ボランティア団体と連携し、多世代交流・生涯学習モデル事業「コラボラキャンパスネットワーク」を、北方キャンパスにおいて引き続き実施する。

78-2 ひびきのキャンパスにおいて、「折尾まつり」への参加やNPO「北九州ピオトップ・ネットワーク研究会」などとの連携を継続する。

78-3 留学生支援に関し、引き続き、地域のボランティア団体（「フォーラム小倉南」や「ボランティアひびきの」）との連携を進める。

## (3) 国際交流の推進に関する具体的方策

### ア アジアの学術研究拠点の形成

#### (東アジア地域の大学等との研究交流・共同研究の推進)

79-1 アジア文化社会研究センターにおいて海外の大学等との連携により国際シンポジウムなどを開催するとともに、都市政策研究所において仁川発展研究院との共同研究発表会を開催する。

79-2 国際連携環境研究センターを中心に、国際シンポジウムへの参画等を通じて、相互交流を行うことにより共同研究テーマの発掘を図り、国際共同プロジェクトの実施を目指す。また、国際プロジェクトのための助成事業への採択を目指す。（再掲）

(東アジアを中心とした国際協力事業への取組)

80-1 アクア研究センターにおいてKITA（北九州国際技術協力協会）と協力して海外の環境人材育成のための研修事業を実施するなど国際協力事業への取組みを引き続き実施する。

80-2 JICA長期研修プログラム等を活用して、東アジア地域を中心とした開発途上国から、教育・研究者、技術者を、国際環境工学研究科博士前期（修士）課程に受け入れる。

イ 国際交流体制の充実

(留学生の受入・支援体制の整備)

81 受入れ留学生に対する日本語教育、国民健康保険料補助、授業料の減免措置、日本文化研修バスハイク、北方キャンパスにおける交換留学生宿舎借上げ、ひびきのキャンパスにおける留学生支援センターの運営、北九州学術研究都市高度専門留学生育成プログラムなど、各種留学生支援事業を実施する。

ウ 留学生等との交流促進

(学術交流協定の促進、海外留学・派遣の実施体制の整備)

82 仁川大学校への交換留学派遣を開始するとともに、引き続き、北京語言大学、西安交通大学との交流を行う。

(交換留学制度の拡大)

83 新規協定校の開拓も視野に入れつつ、協定校からの交換留学生受入枠31名を維持する。

(優れた外国人研究者の積極的受入れ)

84-1 協定校である大連外国語学院、オールド・ドミニオン大学から交換教員を受け入れるとともに、国際環境工学部において招聘教員を受け入れる。

84-2 ひびきのキャンパスにおいて、引き続き、技術開発センター群を中心に外国人研究者を受け入れる。

## エ 地域の国際化

### (市民向け多文化理解講座の企画・実施)

85 市民を対象に、多文化への理解を促すことを目的とした市民向け公開講座を検討、実施する。

### (市民、ボランティア、NPO等と留学生との交流強化)

86 国際教育交流センターを中心として、各種イベントへの参加、学校等との交流、市民団体との連携による歓迎会の開催などを引き続き実施する。

## IV 組織運営

---

### 第1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 経営戦略を実現する機動的な運営に関する目標を達成するための措置

##### (1) 機動的な運営体制の確立に関する具体的方策

###### ア 大学運営

###### (理事長・学長リーダーシップによる計画的・機動的大学運営の実施)

87 経営審議会や教育研究審議会、執行部会議の開催等により、引き続き、理事長及び学長のリーダーシップのもとで計画的で機動的な大学運営を実施する。

###### (学部長等会議の実施)

88 学長と学部等教員の意思疎通を図るため、学長が各学部教授会等に出席し、意見交換を行う。

###### (各種委員会の適切な見直し)

89 中期計画の推進等の観点から、必要に応じ既存委員会の見直しや新しい委員会の設置を行う。

## (2) 学内資源の効果的な活用に関する具体的方策

### ア 戦略的な資源配分

#### (効果的な研究費配分)

90 平成20年度に見直しを行った教員評価制度に基づき、研究費配分を行う。

## (3) 外部の知見の積極的な活用に関する具体的方策

#### (学外有識者・専門家の登用)

91 平成21年度から、改選に伴う新役員による役員会、経営審議会を開催し、学外の専門的な知見を大学運営に活用する。

#### (地域社会の意見の大学運営への反映)

92 地域創生学群のあり方について、定期的かつ広く地域からの意見を求め、教育運営に反映させていくため、地域創生学群に学外アドバイザリーボードの設置を検討する。

## 2 人事の適正化に関する具体的方策

### ア 事務職員の資質の向上

#### (研修計画に基づく事務職員研修の実施)

93 研修計画に基づき、新規採用職員研修その他の研修を実施する。

#### (北九州市・民間企業の人材の活用)

94 北九州市からの職員の受入れ、専門職への民間企業からの登用を引き続き実施する。

#### (事務職員の授業受講制度の導入)

95 ビジネススクール(マネジメント研究科)への派遣研修を引き続き実施する。

### イ 優秀な人材の確保・活用

#### (女性教員の登用)

96 女性教員の登用を、現行制度のなかで引き続き行う。

\* 女性教員の割合

平成17年4月 9.1%→平成19年4月 13.5%→平成20年4月 13.9%

## 第2 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 自立性の高い財務運営の確立に関する具体的方策

#### ア 外部資金の獲得

##### (外部研究資金の確保)

97 受託研究費、共同研究費、奨学寄附金、科学研究費補助金などの外部研究資金について、年間5億円程度の確保を目指す。

\* 外部研究費獲得状況

平成17年度:4億6,175万円

平成18年度:4億7,266万円

平成19年度:5億2,650万円

##### (科学研究費補助金申請の促進)

98 平成19年度に制度化した科学研究費補助金への申請について、引き続き申請・獲得状況のチェック、申請のない者に対する学部長等の指導などを行う。

##### (外部研究資金獲得者への優遇措置の導入)

99 平成20年度に北方キャンパスに導入したサバティカル制度を、ひびきのキャンパスにも適用を拡大し、全学的に運用する。このサバティカル制度においては、外部資金の連続獲得を、選考の際に考慮する顕著な業績の一つとし、外部研究資金獲得へのインセンティブとする。

\* サバティカルとは、大学の教員が教育・研究等で顕著な業績をあげる等、一定の要件を満たした場合に、日常的な教育・管理運営業務等を免除し、自主的調査研究活動に専念する機会を与えるもの。

\* 北方キャンパスでは、平成20年度に導入・運用開始。

##### (各種研究助成金等公募情報の収集・提供、支援システムの構築)

100 公的外部資金の積極的獲得に向けて、各種研究助成金の公募情報の収集・提供、申請案件の決定及び申請書類作成の支援などを実施する。

#### イ 自主財源の充実

##### (施設・機器・知的財産の活用)

1-0-1-1 国際環境工学部の知的財産について、北九州TLOと連携を図り、年間8件程度の出願を目指す。

- 101-2 北方キャンパスにおける学内壁面等を利用した有料広告掲載、ひびきのキャンパスにおける計測・分析センターや加工センターの学外機関等への貸出しを引き続き実施する。

### 第3 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (認証評価実施に向けた体制整備)

- 102 大学評価・学位授与機構による認証評価に係る自己評価書を提出し、評価を受ける。

#### (評価結果の反映)

- 103 北九州市地方独立行政法人評価委員会の評価を年度計画に反映させるほか、評価結果を受けて実施した中期計画中間総括に基づき作成した「中期計画後期基本方針」に沿って、中期計画を推進する。

#### (教育研究活動の情報公開)

- 104-1 本学ホームページ等を活用し、中期計画、年度計画、自己点検・評価結果などを広く社会に公開する。
- 104-2 教員活動報告書及び全学的な分析を行った評価結果をホームページ上に公開するとともに、ホームページに掲載するシラバスを拡充する。

### 第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

#### 1 施設・設備の整備に関する具体的方策

##### (良好なキャンパス環境の整備)

- 105 要望等のある施設整備項目を施設充実プロジェクトで検討するとともに、財政状況を踏まえながら整備していく。

## 2 安全管理などに関する具体的方策

### ア 安全衛生管理

#### (定期健康診断の実施)

106 定期健康診断などを引き続き実施し、教職員の健康管理に努める。

#### (安全教育・管理の推進)

107-1 新入生に対し、オリエンテーション時の安全指導、学生への防犯ブザーの配布などの防犯対策、基盤教育センターにおける「自己管理論」などの安全教育に関する授業などを継続して実施する。

107-2 ひびきのキャンパスにおいて、「安全・環境の手引き」による実験・研究時の安全管理の徹底を行う。

#### (学内・周辺環境の改善、安全管理の推進)

108 学内外の照明、街灯の設置状況を定期的に点検し、必要に応じて、関係機関に申し入れを行い、夜間等における安全安心の確保を図る。

### イ 情報セキュリティ

#### (情報セキュリティポリシー研修の実施、情報管理の徹底)

109 情報セキュリティポリシーについての教職員への研修等を実施し、情報管理の徹底を図る。

## 3 人権の啓発に関する具体的方策

### ア 人権意識の啓発

#### (セクハラ等防止研修・人権研修の実施)

110 教職員や学部学生・大学院生に対するセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等の啓発・防止に関する研修及び人権研修等を引き続き実施していく。



[1] 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成21年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	2,046
自己収入	3,835
うち授業料等収入	3,753
その他	82
受託研究等収入	707
うち外部研究資金	660
その他	47
施設整備補助金	75
目的積立金取崩	467
計	7,130
支 出	
業務費	6,354
うち教育研究活動経費	4,499
管理運営経費	1,855
受託研究等経費	668
うち外部研究資金	621
その他	47
施設・設備整備費	108
計	7,130

[人件費の見積り]

期間中総額4,022百万円を支出する。(退職手当は除く)

## 2 収支計画

### 平成21年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,415
業務費	6,133
教育研究経費	1,670
受託研究費等	349
役員人件費	79
教員人件費	3,172
職員人件費	863
一般管理費	913
財務費用	2
減価償却費	367
収入の部	6,948
運営費交付金収益	2,046
授業料収益	3,201
入学金収益	580
検定料収益	103
受託研究等収益	382
寄付金収益	120
補助金等収益	205
財務収益	3
雑益	79
資産見返運営費交付金等戻入	76
資産見返施設費戻入	59
資産見返補助金戻入	5
資産見返寄附金戻入	39
資産見返物品受贈額戻入	50
純利益	△467
目的積立金取崩益	467
総利益	0

### 3 資金計画

#### 平成21年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	7,020
投資活動による支出	108
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	225
計	7,355
資金収入	
業務活動による収入	6,585
運営費交付金による収入	2,046
授業料等による収入	3,753
受託研究等による収入	707
その他収入	79
投資活動による収入	78
施設整備補助金による収入	75
利息及び配当金による収入	3
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	692
計	7,355

## [2] 短期借入金の限度額

### 1 限度額

法人化後の年間運営費（約70億円程度）の概ね1か月分相当額（約7億円程度）

### 2 想定される理由

運営交付金の受入遅延及び事故の発生等のため。

## [3] 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画

予定なし

## [4] 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。





中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答												
③ 学術情報総合センター（図書館）における学術図書を充実させるとともに、電子図書館的機能の強化並びに施設等の整備を図る。	13 【図書館の図書充実、電子図書機能強化】 ○ 平成19年度に策定した蔵書計画に基づき図書の購入を進めるとともに寄贈図書の積極的な受入れを図り、7000冊程度の蔵書数増を目指す。また、新聞のデータベース化についても導入を進める。	14 III	○ 平成20年度に約9,000冊の学術研究・教育図書の新規購入を行い、蔵書の充実を図った（平成20年度末蔵書数：約557千冊）。また、平成20年4月から読売新聞、毎日新聞、朝日新聞の新聞データベースを、11月からジャパンレレッジ（百科事典等）のデータベースをそれぞれ導入した。	● 電子図書館的機能の強化に関する計画はどうなっているか。	○ 平成22年度までに利用可能なデータベースを法人発足時（20）の10倍の200個とすることを目標に導入を進めてきた。平成20年度には、200（資料2-3参照）となり、目標数を達成している。												
工 学部専門教育																	
③ 専門分野の高度化に対応するために、学部と大学院との連携教育プログラムを構築する。	16 【学部・大学院の連携教育プログラム】 ○ 平成20年度に設置する社会システム研究科博士前期課程と学部との連携について検討を行う。	17 III	○ 全学カリキュラム委員会において、学部4年生が博士前期課程の科目を先取りして履修できる制度等、学部生による大学院開講科目の受講等についての検討を行った。	● 検討の結果はどうか。	○ 学部生に大学院開講科目を受講させる場合にどの科目を提供できるのか、受講するための資格要件（成績要件）はどうするのか、科目成績評価の取扱いなどの課題が残っている。												
I-1 教育に関する目標を達成するための措置																	
(2) 教育方法と学習指導に関する具体的方策																	
ア 体系的な教育課程																	
① 本学の教育理念・教育目的に即して各専門分野の教育目標を明確にし、その目標を達成するための一貫した体系的な教育プログラム、カリキュラムを整備する。	23 【一貫した体系的な教育プログラム、カリキュラムの整備】 ○ 平成20年4月に国際環境工学部の学科再編、基盤教育センターひびきの分室の設置を行い、学部教育における体系的な教育プログラム、カリキュラムを整備する。 *北方4学部は平成19年度に整備済み ○ 国際環境工学部では、入学時に基礎学力テストを実施し、基準値を下回った学生に補習授業を行う。	23 24 III	○ 平成20年4月の大学院国際環境工学研究科環境システム専攻の新設に合わせ、大学院との接続を考慮して国際環境工学部の学科再編を行った。具体的には、環境化学プロセス工学科を拡充発展させ、「エネルギー循環化学科」及び「環境生命工学科」を設置し、5学科体制とした。 ○ また、国際環境工学部において、これからの工学部卒業者に求められる「社会人基礎力」を育成するため、基盤教育センターひびきの分室を設置（教員 設置時6名、年度末7名）し、新たなカリキュラムによる教育を開始した。例えば、1年次必修の「職業と人生設計」は、学生の大学で学ぶ目的や将来へのビジョンを確認する科目である。また、2年次配当の「哲学と倫理」は、3年次の工学倫理にもつなげる倫理科目として平成21年度に開講する。さらに、工学基礎科目として、「電気工学基礎」、「物理実験基礎」等を開講した。 ○ また、国際環境工学部において、入学時に数学、物理、化学の3科目について基礎学力確認テストを行い、一定水準を下回る学生を対象として1年次の1学期間、補習授業を実施した（受講者は、3科目で延べ178人）。	● 基準を下回る学生の割合はどれくらいか。	平成20年度の各科目補習授業対象者の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数学</td> <td>21.8%</td> <td>56人/257人</td> </tr> <tr> <td>物理</td> <td>30.0%</td> <td>77人/257人</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>46.3%</td> <td>44人/95人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数学・物理は全学科が対象  ※化学はエネルギー循環化学科と環境生命工学科が対象  ※実施状況欄の延べ人数には、2年次生が1人含まれているため、上記対象者の合計と一致しない。</p>	区分	割合	備考	数学	21.8%	56人/257人	物理	30.0%	77人/257人	化学	46.3%	44人/95人
区分	割合	備考															
数学	21.8%	56人/257人															
物理	30.0%	77人/257人															
化学	46.3%	44人/95人															







中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
エ 成績評価システムの開発					
① 成績評価の手法として、平成18年度を目途にGPA制度を全学的に導入する。	30 【GPA制度の質的向上】 ○ 厳格な成績評価を確保するため、平成19年度の成績評価分布状況の把握や分析、整理を行い、GPA制度の質的向上を図る。	30	○ H20年度1学期までの成績状況を分析し、GPA制度を検証した。 また、学部学科において成績不振者（累積GPAが著しく低い学生）への対応を検討した。  ○ 「学生の生活・学習・就職に関する調査」によれば、「授業の成績評価は適切だと思うか」との質問に対して、82%の学生が、6割以上の授業で適切であったと回答している。  Ⅲ ○ ひびきのキャンパスでは、開設当初からGPA制度を導入しており、「受講申告単位の上限制限の拡大」、「卒業研究及び卒業設計の履修条件」、「卒業資格の認定」、「早期卒業」、「退学勧告」などの学習指導等に活用している。 また、平成19年度に成績評価に関するガイドラインを制定し、以来、各学期の成績分布を作成するなど、GPA制度の質的向上に努めている。	● 後日の登録抹消への対応はされているか。	○ 本学では、1学期当初に履修科目を登録後、期間をあけて（2回又は3回の授業を受講した後に）履修修正登録（科目削除や追加）ができる仕組みとなっている。学生は履修修正登録までに履修したい科目を確定させて受講することになる。 なお、修正登録後に登録科目を取り消すことはできないが、仮に、自らその科目を放棄した場合の成績評価は「評価不能（-）」とし、「不可（D）」とは区別している。
オ 教育活動の評価システムの整備					
① 教員については、平成17年度から教育、研究、社会貢献、管理運営を評価対象とする教員評価システムを導入し、平成18年度には評価結果の研究費への反映を図るとともにシステムの検証・修正を行い、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。	35 【教員評価制度の見直しと昇任等への反映】 ○ 教員評価制度を見直し、併せて評価結果を教員の昇任等へ反映していく方法等について検討を行い、平成20年度の評価から適用する。	34	○ 北方キャンパスにおいては、平成20年度前半に教員評価委員会・同WGでの検討を経て教員評価制度の見直しを行った。 新制度では、従来のポイントを基礎としたシステムを改め、教員個人の自己点検評価を基礎とするシステムとした。平成20年度の評価から適用する。 各教員は、毎年度、教育、研究、管理運営及び社会貢献の4領域について自己評価を行い、これに基づき部局長等が4段階で修正評価を行う。教員評価結果は、研究費の増額配分の資料とするとともに、任期制教員の再任審査の資料、昇任人事における参考資料として利用する。なお、教員評価のために毎年度各教員が作成する「教員活動報告書」については、ホームページで公開することとした。  Ⅳ	● 年度計画を上回って実施した根拠が乏しいように思われる。  ● ひびきのキャンパスにおいては、教員評価制度はどのようにおこなうのか。	○ 従来のポイント制を基礎とする評価制度が3年経過した時点で、それまでの評価制度の問題点を踏まえ改善策の検討を行った結果、教員個人の自己評価を基礎とする制度へと予想以上の大改正となった。 これにより、特に、評価作業の煩雑さの低減、評価に対する教員の受容の改善、教育研究活動の改善への活用等、多くの面で大幅に改善した。 なお、新制度では、評価資料の一つである「教員活動報告書」をホームページに掲載することにより、教員の活動を広く社会に紹介するとともに、教員の意欲高揚の効果を図っている。  ○ ひびきのキャンパスにおいては、平成13年度の学部開設当初から教員評価を実施している。 北方キャンパスと同じく、教育、研究、管理運営及び社会貢献の4領域について自己評価を行い、学部の人事委員会評価部会委員が4段階評価を行っている。教員評価結果は、研究費の増額配分の参考とするとともに、任期制教員の再任審査の資料、昇任人事における参考資料として利用している。また、各教員の研究活動状況については、ホームページで公開している。

中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
I-1 教育に関する目標を達成するための措置					
(3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策					
イ 入試選抜方法					
① 効果的な選抜方法を実現するため、AO入試の導入を検討する。	43	【AO入試の導入】 ○ 平成21年度に開設する地域創生学群において定員90名のうち15名の定員枠でAO入試を実施する。	43 III ○ 地域創生学群において、平成20年9月にAO入試を実施した。募集定員15名に対し154名の志願者(10.3倍)があり、そのうち合格者は22名であった。アドミッションポリシーに沿って、1次選考では、模擬授業の受講と理解度及び地域創生への問題関心度を見るレポートを課し、募集定員の2倍程度の範囲内で2次選考の対象者を決定した(実績:33名)。	● 定員枠を上回って合格者を決定した理由は何か。	○ 1次選考で残った33名に対して、プレゼンテーションを含む面接を実施した結果、意欲ある優秀な学生が多かったため、22名を合格とした。
② 入試選抜方法の改善を図るため、選抜方式別に入学した学生の修学・進路状況について追跡調査を実施する。	44	【学生の修学・進路状況の追跡調査の実施】 ○ 平成19年度卒業生の在学時4年間分の成績及び進路データの分析を行い、入試選抜方式別の評価を実施する。	44 III ○ 入試センターにおいて、平成16年度入学者の在学4年間分の成績及び卒業後の進路を学部・学科選抜方法別に集約、データ化し、各学部にて提供した。学部・学科ごとには、いくつかの特徴は見られるが、現時点では単年度のデータしかなく、データを評価し入試選抜方法を改善するまでには至っていない。今後、継続的に調査を行い、入試選抜方法の評価、改善につなげることとした。	● 評価改善の仕組みと体制の確立はなされているか。	○ 各学部等の代表者から成る入試広報センターにおいて、データの集約・分析・評価を行い、検証しつつ、各学部等の入試選抜方法の改善を促す仕組みを考えている。ただし、評価のためには4~5年のデータ蓄積が必要と考えており、現在は同センターでデータを収集・分析し、学部等へ情報提供するにとどまっている。
③ 優秀な学生、目的意識の明確な学生の入学を促すために、高校との情報交換の強化を図るための高大連携を拡充する。	45	【高大連携の拡充】 ○ 本学への志願者が多い高校と包括的な連携協力に関して協定し、サマースクール、出張講義、高校訪問や進路指導者意見交換会などの高大連携事業を積極的かつ効果的に実施する。	45 III ○ 高校との情報交換の強化を図るため、以下の事業を積極的に実施した。  * 高大連携活動実績 ( ) は平成19年度実績 ① 進路指導担当者懇談会: 167校225名 (172校218名) ② 出張講義・高校訪問: 389校 (329校) ③ サマースクール: 18校249名 (15校165名) ④ 大学訪問: 56校約2,646名 (52校約2,200名) ⑤ 進路指導担当者意見交換会: 19校 (12校)  ○ 志願者の多い高校との連携については、個別の協定までは至っていないが、対象となる14高校の全てにおいて、出張講義もしくは高校訪問のいずれかを実施した。特に、要望のあった小倉南高校や小倉西高校とは、特別なプログラムを設定し、大学訪問・進学説明・模擬授業をパッケージングして行い連携の強化に努めた。また、進路担当者との意見交換会については、対象校の拡充、充実などを推進することとし、平成20年度は、対象校を14校から21校(参加19校)に広げ連携強化を図った。	● 対象校からの志願者数、合格者数の推移はどうか。	資料2-5のとおり

中期計画		年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
④	意欲ある優秀な学生等を積極的に受け入れるため、奨学金制度を含めた支援策を検討する。	46	46	<p>○ 設置者である北九州市や本学の厳しい財政状況を考えると、財源の必要な新規事業については、優先順位をつけて事業化する必要があるため、スカラシップ入試制度を含め、引き続き検討することとした。</p> <p>○ 社会経済情勢を踏まえ、緊急特別対策としての入学金猶予制度を設けた。この制度により、平成21年度一般選抜試験合格者のうち、その学資負担者が会社都合により解雇された等、一定の条件のもと、申請に基づき、入学金の納付を平成23年1月まで猶予することとした。</p>	● 検討の時期は過ぎたと思われる。財政的に無理であれば、採用しないことを決断すべき。	○ 厳しい財政事情から、今期中の実施が十分でない場合には、次期中期計画期間においても継続して取り組みたいと考えている。
ウ 社会人の積極的な受入						
①	学部・大学院において、社会人対象の教育システムを充実し、地域から社会人を積極的に受け入れる。	47	47	<p>○ 平成20年度に開設した社会システム研究科博士前期課程においては、社会人の高度専門的リカレント教育へのニーズに対応するため、昼夜間開講制を導入した。</p> <p>○ 夜間主コース廃止後、学士課程での社会人教育を担う地域創生学群の文部科学省への設置届出を平成20年6月に完了した。地域の総合的理解を目指し、様々な専門分野(科目)を横断的・総合的に学ぶカリキュラムは、社会人の多様な学びニーズに應えるものとなっている。</p> <p>また、入学定員90人のうち40人を社会人特別選抜とし、社会人の積極的な受入を可能としている。</p> <p>さらに、①昼夜間開講と夜間特別枠の設定、②長期履修学生制度の導入によって、社会人が学びやすい環境を整備している。</p> <p>平成21年度の入試実績は、志願者60名(1.5倍)、合格者40名、入学者39名(夜間特別枠36名)である。長期履修学生制度の利用学生は12名である。</p>	● 説明は受けたが、第三者が閲覧することを考慮して、Ⅳとする根拠が解るように記載願いたい。 社会人受入れランキング92位は市立大学としては低いのではないかと。	○ 社会人等の多様な学びのニーズに対応する地域創生学群の平成21年度開設に向けて準備を行った。学部相当の教育組織である地域創生学群の設置については、社会人教育システムの充実という中期計画では当初想定していなかったものであり、この意味で当初の目標を超える画期的な取組みと考えている。なお、ランキングについては、公立大学75校中では第6位である。
			48			
			49	<p>○ 国際環境工学研究科において、カー・エレクトロニクス事業の設計開発中核人材育成事業に係る2科目(組込みシステム開発演習・車載向けLSI設計演習)を開講した。</p> <p>※ 2010年版大学ランキング(朝日新聞出版)「社会人受入れ」の項目で第92位(745校中。社会人特別選抜、昼夜間開講制、サテライトキャンパスなど社会人向け諸制度の実施状況を点数化)</p>		

中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
オ 大学院での学生確保					
② 平成18年度を自途に、優秀な学生、留学生及び帰国子女等を念頭に秋季入学の実施を図る。	50 【秋季入学の実施】 ○ 国際環境工学研究科博士後期課程に続き、同研究科の博士前期課程においても秋季入学（一般選抜、社会人選抜、外国人留学生特別選抜）を導入する。 *博士後期課程は平成19年度に導入済み ○ 社会システム研究科博士後期課程においても従来の外国人留学生及び海外大学院修了見込み者に加え、一般選抜の秋季入学制度を導入し、優秀な学生の確保に努める。	51  52 Ⅲ	○ 国際環境工学研究科博士後期課程に続き、平成20年度から同研究科の博士前期課程においても秋季入学（一般選抜、社会人選抜、外国人留学生特別選抜）を導入した（志願者1名、合格者1名）。 ○ 社会システム研究科博士後期課程においては、平成18年度から実施している外国人留学生及び海外大学院修了見込み者に加え、平成20年度からは一般選抜の秋季入学制度を導入した（志願者：0名）。	● 大学院の定員充足率が不明	○ 定員充足率は資料2-6のとおりであり、大学院では、定員を充足していない状況がある。今後は、社会的ニーズを踏まえたうえで、中長期的視点に立った根本的改善が必要と考えている。
I-1 教育に関する目標を達成するための措置					
(4) 学生への生活支援・就職支援に関する具体的方策					
ア 生活・進路相談					
① 生活相談や進路相談窓口担当者、メンタルケアの専門スタッフ等との連携を深め、学生の多様な相談に適切に応える体制を整備する。	51 【メンタルケア専門スタッフ】 ○ 臨床心理士の資格を持つ1名を採用し、メンタルケアの専門スタッフを強化する。	53  Ⅲ	○ 平成20年4月、臨床心理士の資格を持つ教員を1名採用し、メンタルケアの専門スタッフを強化した。	● 利用状況はどうか。	学生プラザ利用者数 平成19年度（10/9～3/31） 14,970人 平成20年度（4/1～3/31） 29,480人 年度別カウンセリング利用者数 平成18年度 591人 平成19年度 662人 平成20年度 884人



中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
I-1 教育に関する目標を達成するための措置					
(5) 教育の実施体制の整備に関する具体的方策					
ア 教育研究組織の整備					
① 各学部・大学院等の教育目標を達成するために、現行の各部署の教員配置状況を見直し、全学的観点にたった柔軟で実効的な教育実施体制を構築する。	60	【教員配置の見直し】 ○ 平成20年度は、社会システム研究科博士前期課程及び国際環境工学研究科の新専攻設置、国際環境工学部の学科再編に伴う教員配置の見直しを実施する。	61  ○ 平成20年4月の社会システム研究科博士前期課程の設置、国際環境工学研究科の新専攻（環境システム専攻）設置、国際環境工学部の学科再編、基盤教育センターひびきの分室の設置に伴う教員配置の見直しを実施した。  都市政策研究所→社会システム研究科 1名 国際環境工学研究科→国際環境工学部 10名 国際環境工学部→基盤教育センターひびきの分室 6名 国際環境工学部各学科間異動（学部内異動） 9名  ○ また、平成21年4月には、外国語学部から社会システム研究科へ1名、キャリアセンターから基盤教育センターへ1名教員を異動することを決定した。  IV  ○ さらに、平成21年4月に開設する地域創生学群に16人の専任教員を配置することを決定した。教員配置に当たっては、基盤教育センターの教員12名、都市政策研究所の教員3名及びキャリアセンターの教員1名を地域創生学群の専任教員とすることとした（16人の教員は、所属組織はそれぞれのセンター、研究所であるが、地域創生学群の教育について責任を有する。）。	● 説明は受けたが、第三者が閲覧することを考慮して、IVとする根拠が解るように記載願いたい。	○ 学部、大学院の再編を行うための教員再配置を行ったことに加え、地域創生学群は、本学では、初めての教員が所属しない学部相当の教育組織であり、柔軟で実効的な教育実施体制の構築という点では、画期的な取組と考えている。
② 社会的要請に 応えるために、平成19年度を 目途に学部・学 科及び大学院の 新設・再編並び に昼夜開講制の 見直しを図る。	61	【学部・学科、大学院の新設・再編、昼夜開講制の見直し】 ○ 平成20年度に社会システム研究科博士前期課程及び国際環境工学研究科の新専攻設置、国際環境工学部の学科再編を実施する。  ○ 昼夜開講制の再編及び地域創生学群設置の平成21年度実施に向けて準備を進める。	62  ○ 平成20年4月に、経営学研究科、外国語研究科、経済学研究科及び人間文化研究科の4つの修士課程を社会システム研究科博士前期課程として統合し、既存の博士後期課程とあわせて5年一貫の教育体制を構築した。ひびきのキャンパスでは、国際環境工学研究科で①新専攻（環境システム）の設置、②学生定員の変更（前期課程30名増、後期課程7名増）、③既存2専攻の履修コース再編を実施した。また、①既存1学科を2学科に拡充発展、②2つの学科の名称変更、③既存3学科の学生定員平準化、を内容とする国際環境工学部の再編を実施し、従来の4学科から5学科体制とした。併せて、教養教育の充実を図るため基盤教育センターひびきの分室を設置した。  63  IV  ○ 昼夜開講制を導入した平成12年度と比較して、夜間主コースが本来対象とする勤労学生のニーズは低い状況にあることを踏まえ、社会人教育のあり方を見直し、平成21年度入試から夜間主コースの募集を停止し、この定員152人のうち90人を地域創生学群（夜間特別枠40名）の新設に、残り62人を文系4学部の夜間主コースへ振り替えることとした。 地域創生学群の設置準備組織として、平成19年に教員8名（平成20年度11名）で構成する地域創生学群設置準備委員会を立ち上げ、平成20年6月に文部科学省への設置届出手続を完了し、平成21年4月に開設した。	● 説明は受けたが、第三者が閲覧することを考慮して、IVとする根拠が解るように記載願いたい。	○ 昼夜開講制の見直しに伴う、地域創生学群の開設については、中期計画策定時には想定していなかった取組である。単なる昼夜開講制の見直しにとどまらず、社会人等の多様な学びのニーズに対応し、地域の再生と創造に貢献できる人材の養成を目指す新学部の開設は、当初の目標を超える画期的な取組と考えている。

中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答																		
			<p>*地域創生学群 理念：幅広い教養と実践力を持った専門性を備え、地域に関する理論と現場理解により、地域社会をマネジメントし、地域の再生と創造に貢献できる人材を養成する。</p> <p>入学定員：90名 学位：学士（地域創生学）</p> <p>履修コース：地域マネジメント、地域福祉、地域ボランティア養成の3コース</p> <p>入試：一般選抜（35名） AO入試（15名） 社会人特別選抜（40名）</p> <p>特色： 4年一貫ゼミ、現場実習（2,3年次）、昼夜間開講、夜間特別枠（平日6・7限（18:00～21:10）と土曜の授業中心で卒業可能。入学金・授業料半額。）、長期履修学生制度</p> <p>志願状況：一般選抜 志願者数444名、合格者数58名、入学者数53名 AO入試 志願者数154名、合格者数22名、入学者数22名 社会人特別選抜 志願者数60名、合格者数40名、入学者数39名</p>																				
⑤ 教職員の総数及び総人件費の管理は、適正な人員配置を基本とする人員計画に基づき実施する。	63 【教職員の総数・人件費の管理】 ○ 平成20年4月から国際環境工学研究科環境システム専攻設置に伴い教員3名を採用するほか、地域創生学群の設置準備のため教員2名を採用する。  ○ 引き続き、教職員数、人件費の適切な管理を行う。	64  65  Ⅲ	<p>○ 国際環境工学研究科環境システム専攻の新設のため、平成20年4月に3名の教員を新たに採用した。また、地域創生学群の平成21年度設置に向けて、平成20年度は、文部科学省への設置届出や学生募集活動、入試、開講科目の時間割調整、各種規程の整備、入学前教育の実施など準備業務が本格化・集中することから、平成20年4月及び5月に2名の教員を採用した。</p> <p>○ 平成21年4月には、新たに14名の教員を採用し、教員数は、267人となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>教員定数</th> <th>教員数（対前年度増加数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>243人</td> <td>230人</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>254人</td> <td>239人（9人）</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>264人</td> <td>252人（13人）</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>276人</td> <td>260人（8人）</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>276人</td> <td>267人（7人）</td> </tr> </tbody> </table>		教員定数	教員数（対前年度増加数）	平成17年度	243人	230人	平成18年度	254人	239人（9人）	平成19年度	264人	252人（13人）	平成20年度	276人	260人（8人）	平成21年度	276人	267人（7人）	<p>● 資料からは人件費と教員数の費用効果バランスの判定ができない。</p>	<p>常勤教員人件費（退職金除く。） H17： 2,591,613千円 11,268千円/人 H18： 2,506,072千円 10,486千円/人 H19： 2,651,223千円 10,521千円/人 H20： 2,758,324千円 10,609千円/人</p> <p>教員1人当たり学生数 H17： 29.6人（6,804/230） H18： 28.7人（6,856/239） H19： 27.0人（6,794/252） H20： 25.5人（6,641/260）</p>
	教員定数	教員数（対前年度増加数）																					
平成17年度	243人	230人																					
平成18年度	254人	239人（9人）																					
平成19年度	264人	252人（13人）																					
平成20年度	276人	260人（8人）																					
平成21年度	276人	267人（7人）																					



中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
I-2 研究に関する目標を達成するための措置					
(1) 目指すべき研究の方向と水準に関する具体的方策					
ア 重点研究分野					
① 重点的研究分野、先端的研究分野で優れた研究成果を創出し、国際水準の研究拠点を形成する。	66	【国際水準の研究拠点形成】 ○ 国際水準の研究拠点形成を目指す。文部科学省の「グローバルCOEプログラム」に申請し採択を目指す。	67  ○ 国際環境工学部において、東京大学、大阪大学等と共同で行う「DDS粒子のナノ界面と鳥インフルエンザワクチン等への応用」の研究が、文部科学省が設定した社会的にインパクトの大きい戦略目標について研究を行うJST「戦略的創造研究推進事業（CREST）」に選定された（事業年度：平成20年度～25年度、事業費総額：約5億円）。  ○ 「グローバルCOEプログラム」の確実な採択を目指すため、国際環境工学部に、平成22年度申請に向けてのプロジェクトチームを立ち上げた。また、国際環境人材育成拠点としての実績づくりのために、JICA(国際協力機構)の研修生を大学院国際環境工学研究科博士前期課程に受け入れることを決めるとともに、文部科学省の平成21年度科学技術振興調整費「戦略的環境リーダー育成拠点形成プログラム」への申請を行った。  * 科学技術振興調整費は、平成21年5月採択された（研究期間：平成21年7月～平成26年3月、助成額：総額約2億5,000万円）。	● CRESTに選定されることと、COEプログラムに選定されることとの関係を明示して欲しい。	○ 「戦略的創造研究推進事業（CREST）」は、社会的インパクトの大きい戦略目標の達成に向け行われる研究推進事業であり、「グローバルCOEプログラム」と並ぶ大きな補助事業である。 こういった大きな補助事業への採択を得たことは、「グローバルCOEプログラム」採択に向けての大きな足がかりになるものと考えている。 なお、「CREST」と「グローバルCOEプログラム」との大きな違いは、「CREST」が研究に特化した補助事業であるのに対し、「グローバルCOEプログラム」は、教育事業も併せ持つ点に違いがある。 このため、教育プログラムを含めたプロジェクト内容をとりまとめるために、「CREST」の採択を得た意義は大きい。
① 東アジアとの地理的接近性を活かして、独自の東アジア研究を本学の特色として推進し、アジアの発展を担う高度な人材の育成とアジアに関わった研究拠点の形成を図る。	69	【アジアの発展を担う高度な人材育成、研究拠点形成】 ○ 社会システム研究科博士前期課程に東アジア専攻を設置し、既存の博士後期課程の東アジア社会圏領域とあわせて高度な研究教育システムを構築する。  ○ アジア地域を研究対象とする学内教員をネットワーク化し、「アジアの文化と社会研究所」を設置する。	70  ○ 社会システム研究科博士前期課程に、東アジアをはじめとする国際社会において活躍できる高度な専門職業人および研究者を養成することを目指す「東アジア専攻」を開設した。これによって、既存の博士課程後期課程「東アジア社会圏領域」とあわせて、知識習得から高度・専門的研究までを指導する一貫した研究教育システムを構築した。  71 ○ 平成20年6月に、アジア地域に関する専門分野を持つ学内教員の連携によりアジア地域研究を推進する「アジア文化社会研究センター」を設置した。平成20年度は、国際シンポジウム及び祝祭ツーリズム研究会を開催するなどの活動を行った。 国際シンポジウム 「越境するアジアのポップカルチャーについて」 「日・中・韓におけるケータイ時代の言語文字文化について」 祝祭ツーリズム研究会 「東アジアにおける祝祭ツーリズムについて」	● ICSEAD等との連携が必要と思われる。	ICSEADとの連携協定に基づき、社会システム研究科地域社会システム専攻（博士後期課程）の中に「国際開発政策コース」を設置している。ICSEADからは、同コースに連携教員（特任教員）5名を受け入れている（平成20年度から2名増員）。

中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
I-2 研究に関する目標を達成するための措置					
(2) 研究の実施体制の整備に関する具体的方策					
ア プロジェクトの誘致・推進					
<p>① 企業等との包括的な連携を進めるなど、研究プロジェクトを誘致、確保する。</p>	<p>73 【企業等との連携による研究プロジェクトの誘致、確保】 ○ 平成19年度に採択された「知的クラスター創成事業第2期」において企業との共同研究の幅を広げていくとともに、カー・エレクトロニクス事業の設計開発中核人材育成事業において企業等との連携強化を図り、21年度からの事業実施に向けて準備を進める。</p> <p>○ 中小企業等との技術指導や経営指導、社員研修など、企業等との包括的な連携について検討を行う。</p> <p>* 「知的クラスター創成事業第2期」の事業目的 地方自治体の主体性を重視し、大学、公的研究機関等を核とした、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積の創成を目指した「知的クラスター創成事業第1期」の成果を踏まえ、産学官連携による世界最先端の基礎的研究開発（シーズの創出）から実用化開発までの一体的推進、地域における産学官連携基盤の強化、クラスターの広域化など、世界レベルのクラスターの形成に向けた幅広い活動の戦略的な展開を目的とする。</p>	<p>78</p> <p>79</p> <p>III</p>	<p>○ 平成19年度採択された「知的クラスター創成事業第2期」（今年度本学分事業費約1億円）を引続き実施し、研究成果の創出を図った。 カーエレクトロニクス設計開発中核人材育成事業においては、企業等と連携して教材の開発やカリキュラムの作成を行った。</p> <p>○ ひびきのキャンパスの環境・消防技術開発センター内に中小企業等向けの相談窓口「地域産業支援センター」を開設し、技術相談についてはひびきのキャンパス、経営相談については都市政策研究所で対応することとし、平成20年11月から運用を開始した（相談実績：技術相談8件）。 また、(株)日本政策金融公庫と産学連携の協力推進に関する覚書を締結して、中小企業等との連携の円滑化を図った。</p>	<p>● 技術指導相談は、有料なのか。</p>	<p>○ 地域産業支援センターにおける相談は、無料である。</p>



中期計画	年度計画	進捗状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
I-3 社会貢献に関する目標を達成するための措置					
(2) 地域社会との連携に関する具体的方策					
イ 市民サービスの向上					
② 市民のスキルアップを支援していくため、情報処理資格受験講座、語学検定受験講座、各種ビジネス専門資格講座、ものづくりのための技能・技術資格講座などの開設を図る。	106	【市民向け相談窓口・資格取得講座等の検討】 ○ 資格取得等の講座開設について、具体化の手法、可能性について検討を行う。	117  III  ○ 地域貢献室会議において資格取得等の講座開設についての具体化の手法、可能性について検討を行った。民間講座との競合、教員負担の増加等の問題点が指摘され、引き続き検討を継続することとした。	● 課題解決の方向はあるのか。あるいは、中止を判断する基準はあるか。	○ 民間講座との競合、資格取得に関するノウハウと成果、実施に際し大学が負うべき責任、教員負担増などの課題があるが、平成22年度春期又は夏期に、中国語検定3級又は4級取得に向けた講座を開催することを企画中である。
II-2 人事の適正化に関する具体的方策					
イ 教員人事制度の構築					
② 教員評価システムの導入状況を踏まえ、定年制の弾力的運用や教員再任用制度（任期制）など、より柔軟な人事制度の導入を検討する。	138	【教員再任用制度における再任手続・基準の整備】 ○ 教員評価の見直しを踏まえ、教員再任用制度（任期制）の再任手続・基準を策定する。	148  III  ○ 教員評価制度の見直しを踏まえ、北方キャンパスの任期付教員の再任審査基準等を定めた。 この再任審査基準においては、任期中の業績に対する評価については、教員評価を基礎資料として使用すること、再任審査を行う年度前の4年間（4期）の教員評価において最低の評価（新評価制度では「C」）が3期以上ある者の再任は不可とすることなどを定めた。	● 教員評価は、自己評価と上位者による評価補正という認識でよいのか。	○ 各教員による自己評価と、部長等による修正評価である。
ウ 事務職員の資質の向上					
① 事務職員に対する研修計画（財務会計や人事労務管理などを含む中長期計画および年次計画）を作成し、実効性のある研修を実施する。	140	【研修計画に基づく事務職員研修の実施】 ○ 平成19年度に作成した事務職員に対する研修計画に基づき研修を実施していく。	149  III  ○ 事務職員研修計画に基づき、次のとおり職員研修を実施した。 新規採用職員等研修（第1回） 4月 新規採用職員等研修（第2回） 8月 カウンセリング・コーチング研修 9月 情報セキュリティ研修 8月・9月 普通救命講習 10月 セクシュアル・ハラスメント防止研修 8月 人権啓発研修 10月 マネジメント研究科派遣研修 通年	● 認知、周知、理解、応用の度合いについての調査、および、効果判定基準は整っているか。	○ 平成19年度からプロパー職員の採用を開始しており（現在12名）、第一期の採用者においても採用後2年余りしか経過していない。事務職員研修計画は定めているが、研修の効果を検証するような仕組みの整備までには至っていない。 なお、研修においては、アンケートを実施し、参加者の理解度等を把握するとともに、次回開催時の参考としている。

中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答	
② 事務職員の資質の向上と人材の育成を図るため、北九州市をはじめとする公共的団体、他大学並びに民間企業との交流を実施する。	141	【北九州市・民間企業の人材の活用】 ○ 北九州市役所からの職員の受入れ、専門職への民間企業からの登用を引き続き実施する。	150	○ 北九州市からの派遣職員（75名）の受入及び民間企業からの出向社員（2名）の受入を引き続き行った。民間企業からは、情報処理・システム分野での知識・経験を有する者を受入れ、学術情報課に配置した。	● 受け入れだけでなく、他の国・公・私立大学へ一年間程度の出向が望まれる。 ● 北九州市との職員交流は必要であるが、市からの派遣職員数について、中期計画の中での位置付け、目標はどうなっているか。 ● 教科書販売を含む局面での、職員対応への不満を耳にしたことがある。今後の改善に期待する。	○ 他大学への職員の出向については、プロパー職員の割合が増え、内部での育成がある程度進んだ段階で検討したい。 ○ 市からの派遣職員については、中期計画の中での具体的な計画はない。しかし、市の人事当局との取り決めにより、市からの派遣職員とプロパー職員の総数は原則一定とし、プロパー職員を採用した場合、翌年、同数を市に返還するという運用を行なっている。 ○ 職員研修等を通じ引き続き職員の資質向上に努めたい。なお、教科書販売については、生活協同組合が行っており、生協と協議を行いたい。
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置						
イ 研究費の柔軟な執行						
① 獲得した外部研究資金や内部研究費について、柔軟な執行手続きを整備する。	151	【研究費執行手続きの柔軟化】 ○ 研究旅費の立替払いや書籍購入の事後払いなど、引き続き、研究費の執行手続きの柔軟化を行う。	160	○ 既に実施している、研究図書購入における教員の立替払い、インターネット購入による支払いの実施に加え、平成20年度からは、投稿料等立替払いを認め、執行手続きの柔軟化をさらに推進した。	● 柔軟な執行と同時にきちんとチェックすべきである。	○ 会計監査については、地方独立行政法人法の規定に基づき、会計監査人（監査法人）による監査及び監事による監査を受けている。さらに、公的研究費については、平成19年度に「公的研究費の不正防止に関する規程」及び「公的研究費内部監査規程」を定め、チェックを行っている。（資料2-8参照）

中期計画	年度計画	進行状況	実施状況等	評価委員会からの質問等	大学回答
IV 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置					
③ 自己点検・評価の結果及びシラバスや研究成果等の教育研究活動に関する情報を積極的に公開する。	159	【教育研究活動の情報公開】 ○ 自己点検・評価の公開を継続するとともに、ホームページ上で公開している教員の教育研究活動報告書の見直しを実施するほか、シラバスのホームページへの掲載を進める。	167  ○ 研究者名簿・マップの更新・大学HPへの掲載及び見直しが行われる教員の教育研究活動報告書の活用についての検討を行った。 また、見直しが行われる教員の教育研究活動報告書を活用した教員の地域貢献活動のデータベース化及び大学HPへの掲載について検討を行った。  ○ 研究委員会での検討結果に基づき、研究者名簿の更新、研究者マップの大学HP掲載を行った（再掲）。  ○ 本学のホームページにおいて、引き続き、経営審議会・教育研究審議会の議事録や中期計画・年度計画・自己点検・評価結果、平成19年度事業に関する財務諸表・事業報告書、記者発表資料等の法人運営に関する情報を掲載し、学外に対する積極的な情報公開を行った。  ○ 経営審議会、教育研究審議会等大学運営に関する情報や学生・教員等の各種情報を掲載した学報「青嵐」を引き続き発行した（季刊：年4回発行）。  ○ さらに、ひびきのキャンパスにおいて、「産学連携フェア」への出展、セミナーの開催、研究事例集「FOOT STEP」の刊行など研究成果の積極的な発信に努めた。  ○ 教員評価制度の見直しにより、研究活動報告書から教員活動報告書へと変更した。なお、新しい記入内容は、①教育領域 ②研究領域 ③管理運営領域 ④社会貢献領域の4領域。教員活動報告書は、原則公開される。	● シラバスのWeb提示期間とコース選択期限の延長をお願いしたいとの声がある。	○ シラバスについては、ホームページへの掲載を進め、専門科目については、常時Webでの閲覧が可能である（ひびきのキャンパスにおいては、全ての開講科目を掲載済み。）。 また、履修登録については、平成20年度は次のスケジュールで行った。  4月1日 時間割・シラバス配布 3日～9日 2年生以上受講申告 7日 入学式 7日～10日 新入生オリエンテーション 11日 1学期授業開始 14日～18日 新入生受講申告 21日～25日 修正申告
V-1 施設・設備の整備に関する具体的方策					
イ 情報セキュリティ					
① 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの対策マニュアルの作成や研修等を実施する。	167	【情報セキュリティポリシー研修の実施、情報管理の徹底】 ○ 情報セキュリティポリシーについての教職員への研修等を実施し、情報管理の徹底を図る。	176  ○ 教職員対象の情報セキュリティポリシー研修を北方キャンパスでは9月に実施（参加者111名）、ひびきのキャンパスでは8月に実施（参加者170名）し、情報管理の徹底を図った。	● 情報セキュリティポリシーは、学生編のみ確認できた。職員編のセキュリティポリシーはどうなっているか。また、研修の内容はどうか。	○ 情報セキュリティポリシー実施要領の教員編、事務員編については、学内イントラネット上に掲載し、周知している（資料2-9～11参照）。 情報セキュリティポリシー研修は、学術情報総合センター副センター長が講師となり、①情報セキュリティへの脅威、②情報セキュリティ事故の例、③本学情報セキュリティポリシーについて研修を行った。

## 平成20年度 インターンシップ参加者

【学部】

(人)

	1年	2年	3年	4年	計
参加者数(A)	16	54	188	5	263
北方キャンパス	16	54	139	5	214
ひびきのキャンパス	0	0	49	0	49
学生数(B)	1,435	1,513	1,480	1,800	6,228
参加率(A/B)	1.1%	3.6%	12.7%	0.3%	4.2%

(参考:国際環境工学研究科 博士前期課程)

	1年	2年	計
参加者数(A)	38	0	38
学生数(B)	94	97	191
参加率(A/B)	40.4%	0.0%	19.9%

## 平成20年度データベース・電子ジャーナル一覧

	種類	件名	概要	導入年度
1	国内	マガジンプラス	雑誌検索用データベース	平成16年度
2	国内	Needs-FinancialQUEST	日経総合経済サービスバンクに収録されている経済・金融データを提供	平成17年度
3	海外	NBER	全米経済研究所のワーキングペーパーを収録	平成17年度
4	海外	Datastream	金融・経済分析をサポートするデータベース。配信・分析システムも提供	平成17年度
5	国内	JSTOR(ジェイストア)Business Collection	経済、経営分野のコアな学術雑誌が創刊号から閲覧、検索できる	平成18年度
6	国内	ECOLOGY EXPRESS	国内外の環境に関する情報を整理し、メール配信する環境情報提供サービス	平成18年度
7	海外	ProQuest Academic Research Library	人文、社会科学、心理学、芸術、教育、ビジネス、法律、医学、政治、科学技術など幅広い分野の学術雑誌を収録	平成18年度
8	海外	Bloomberg	経済・金融関連のリアルタイムデータ、ニュース、分析機能を提供	平成19年度
9	海外	Econlit	経済学に関する世界の文献の索引と抄録を提供するデータベース	平成19年度
10	国内	LEX/DBインターネット	1875年の大審院の判例から今日までに公表された裁判例を収録したデータベース	平成19年度
11	国内	法律時報文献月報検索サービス	「法律時報」誌に掲載された文献月報、判例評釈の情報検索データベース	平成19年度
12	国内	D1-Law.com 現行法規・法律判例文献情報	現行法規を改正履歴とともに閲覧できる。1982年以降の法学系の文献についてキーワード検索ができる	平成19年度
13	海外	beck-online	ドイツ法律専門出版社Beck社が提供するデータベース	平成19年度
14	国内	日経テレコン21	日経4紙のニュースや企業情報のデータベース	平成20年度
15	海外	Business Source Premier	経営学、経済学関連の論文記事やその他出版物を多数収録しているデータベース	平成20年度
16	海外	Nexis(ネクシス)	世界各国のニュース、ビジネス情報の検索サービス	平成20年度
17	海外	Kuselit-Online	ドイツ法律雑誌の書誌情報を検索できるデータベース	平成20年度
18	国内	聞蔵Ⅱビジュアル	朝日新聞記事掲載検索データベース。1984年8月から本日までの全文記事検索が可能です。	平成20年度
19	国内	毎日Newsパック	1987年1月以降の毎日新聞掲載記事の検索が可能です	平成20年度
20	国内	ヨミダス	1986年9月以降の読売新聞掲載記事の検索が可能です	平成20年度



## 学部・学群の演習科目(専門科目)の配当年次

学部等	学科等	1年	2年	3年	4年
外	英米	基礎演習Ⅰ・Ⅱ		ゼミA1・2	ゼミB1・2/卒業課題
	中国			研究演習A・B	卒業研究演習A・B
	国際関係	入門演習Ⅰ・Ⅱ		専門演習Ⅰ・Ⅱ	卒業研究演習Ⅰ・Ⅱ
経	経済	入門演習	基礎演習	演習Ⅰ・Ⅱ	演習Ⅲ・Ⅳ/卒業研究
	経営情報	入門演習	基礎演習	演習Ⅰ・Ⅱ	演習Ⅲ・Ⅳ/卒業研究
文	比較文化			演習A1・2	演習B1・2/卒業論文
	人間関係	人間関係学基礎演習Ⅰ・Ⅱ		演習A1・2	演習B1・2/卒業論文
法	法律	法学基礎演習Ⅰ・Ⅱ		専門演習Ⅰ・Ⅱ	個別研究指導Ⅰ・Ⅱ
	政策科学	政策入門演習Ⅰ・Ⅱ		演習Ⅰ・Ⅱ	演習Ⅲ・Ⅳ
地創	地創	地域創生基礎演習A・B	地域創生基礎演習C・D	地域創生演習A・B	地域創生演習C・D
工	エネルギー循環化学	入門ゼミ 環境問題事例研究		化学演習 エネルギー循環化学演習	卒業研究Ⅰ・Ⅱ
	機械システム工学	入門ゼミ	材料強度学演習	流体力学演習	機械設計製図Ⅱ
		環境問題事例研究	製図基礎(演習)	熟エネルギー工学演習	卒業研究
		情報処理学・同演習		機械振動学演習	機械設計製図Ⅰ
				コミュニケーション演習	数値計算法演習
情報メディア工学	入門ゼミ 環境問題事例研究 計算機演習Ⅰ・Ⅱ		オブジェクト指向プログラミング演習	卒業研究	
建築デザイン	入門ゼミ	設計製図Ⅰ	設計製図Ⅲ	卒業研究	
	環境問題事例研究	見学ワークショップ演習Ⅰ	環境計画演習	卒業設計	
	製図基礎(演習)	設計製図Ⅱ	環境設備演習		
	環境造形演習	鉄骨系構造の設計と演習	設計製図Ⅳ		
	構造力学Ⅰと演習		地域環境情報演習		
			見学ワークショップ演習Ⅱ		
環境生命工学	入門ゼミ 環境問題事例研究		化学演習 環境シミュレーション演習	卒業研究Ⅰ・Ⅱ 環境計画学演習	

※太枠は必修

入試広報活動対象校の志願者・合格者の推移

(人)

高校名	意見交換 会対象校 ※1	サマースクール 参加校	志願者数※2			合格者※2		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小倉高校	○		40	34	34	18	10	10
小倉西高校	○	○	71	76	92	20	25	19
小倉南高校	○	○	55	62	68	13	20	23
戸畑高校	○	○	64	67	113	28	28	29
八幡高校	○		88	66	116	29	27	30
北筑高校	○		89	69	88	28	22	24
八幡南高校	○	○	61	56	104	16	13	30
宗像高校	○		118	99	144	39	28	37
香住丘高校	○		92	103	127	30	39	34
新宮高校	○	○	94	118	77	21	32	11
京都高校	○		59	69	67	23	22	18
鞍手高校	○	○	92	101	90	24	27	22
九州国際大学付属高校	○	○	113	98	89	33	25	18
北九州市立高校	○	○	4	3	12	2	1	6
門司高校	◎	○	71	79	77	13	21	20
小倉東高校	◎		48	63	51	14	18	12
東筑高校	◎	○	45	48	28	16	14	9
中間高校	◎		44	66	64	16	14	14
嘉徳高校	◎		74	72	85	17	16	21
春日高校	◎		59	58	64	16	15	13
福岡中央高校	◎		50	41	49	14	12	18
育徳館高校		○	29	54	56	15	12	11
門司北高校		○	5	3	8	2	1	1
門司大翔館高校(大里・門司商業)		○		31	35		8	8
北九州高校		○	16	14	19	5	4	5
八幡中央高校		○	53	35	65	9	4	7
小倉商業高校		○	10	14	11	3	5	6
折尾高校		○	5	4	5	3	2	1
東筑紫学園高校		○	35	51	42	11	3	6
合計	21校	18校	1584	1654	1880	478	468	463

※1 ◎は平成20年度に新たに意見交換会の対象とした高校

※2 網掛けは前年度より数が増加した高校

14校

18校

8校

13校

学部・研究科の状況(平成20年5月1日現在)

学部の学科、研究科の専攻等名			収容定員 (a)	収容数 (b)	定員充足率 (b)/(a)×100	
【学部】						
外国語学部	英米学科	昼間主	380	435	114	
		夜間主	100	114	114	
	中国学科	昼間主	160	210	131	
		夜間主	40	47	118	
	国際関係学科	昼間主	280	330	118	
		夜間主	40	51	128	
	経済学部	経済学科	昼間主	590	675	114
			夜間主	60	71	118
		経営情報学科	昼間主	590	684	116
			夜間主	60	75	125
文学部	比較文化学科	昼間主	540	612	113	
		夜間主	60	76	127	
	人間関係学科	昼間主	300	353	118	
		夜間主	40	64	160	
法学部	法律学科	昼間主	640	738	115	
		夜間主	140	179	128	
	政策科学科	昼間主	272	340	125	
		夜間主	68	86	126	
国際環境工学部	環境化学プロセス工学科		155	163	105	
	エネルギー循環化学科		49	49	100	
	機械システム工学科		205	205	100	
	情報メディア工学科		387	400	103	
	建築デザイン学科		205	217	106	
	環境生命工学科		49	54	110	
学部合計			5,410	6,228	115	
【研究科】						
外国語学研究科	英米言語文化専攻	修士課程	6	4	67	
	中国言語文化専攻	修士課程	4	7	175	
法学研究科	法学専攻	修士課程	20	12	60	
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	10	8	80	
人間文化研究科	人間文化専攻	修士課程	14	25	179	
国際環境工学研究科	環境システム専攻	博士課程(前期)	50	28	56	
		博士課程(前期)	100	103	103	
		博士課程(前期)	80	60	75	
	環境システム専攻	博士課程(後期)	12	4	33	
		博士課程(後期)	40	24	60	
		博士課程(後期)	30	6	20	
社会システム研究科	現代経済専攻	博士課程(前期)	8	0	0	
	地域コミュニティ専攻	博士課程(前期)	8	2	25	
	文化・言語専攻	博士課程(前期)	10	12	120	
	東アジア専攻	博士課程(前期)	8	4	50	
	地域社会システム専攻	博士課程(後期)	24	45	188	
マネジメント研究科	マネジメント専攻	専門職学位課程	60	69	115	
研究科合計			484	413	85	
学部・研究科合計			5,894	6,641	113	

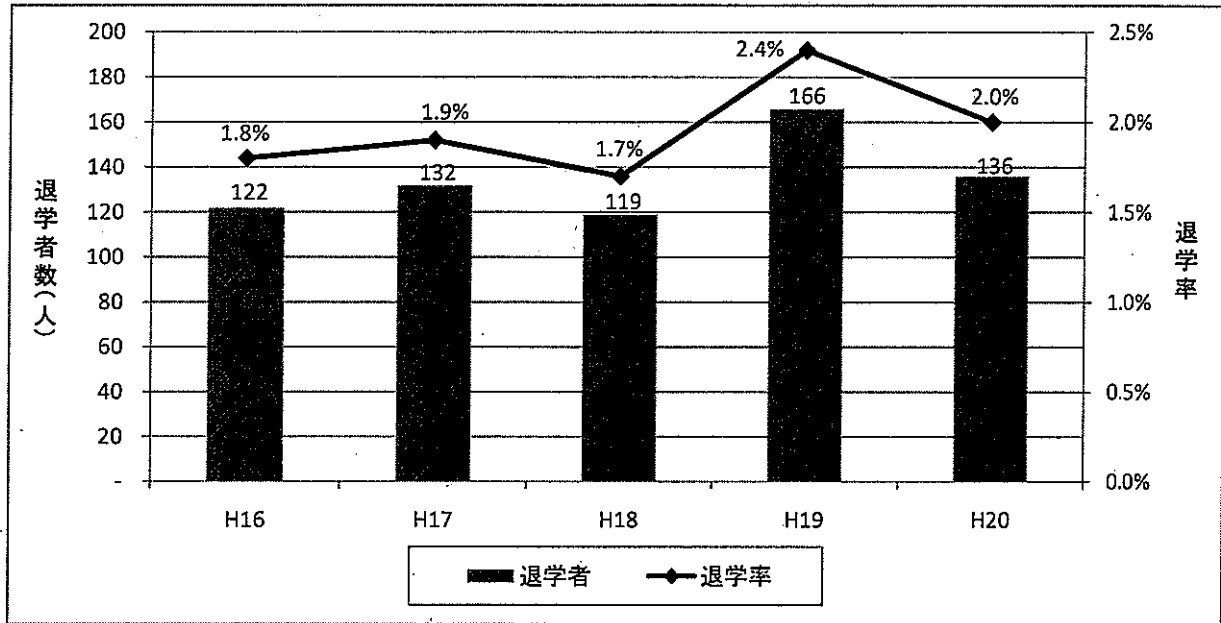
(単位:人・%)

参考:平成21年4月入学者の状況

入学定員 (a)	入学者数 (b)	入学者定員充足率 (b)/(a)×100
111	112	101
50	53	106
80	85	106
142	144	101
142	145	102
142	150	106
80	90	113
177	188	106
76	88	116
90	114	127
45	51	113
45	50	111
70	75	107
45	54	120
45	51	113
1,340	1,450	108
—	—	—
—	—	—
10	3	30
—	—	—
—	—	—
50	29	58
40	41	103
40	27	68
12	4	33
10	3	30
10	4	40
8	5	63
8	8	100
10	7	70
8	3	38
8	8	100
30	22	73
244	164	67
1,584	1,614	102

(地域創生学群)

## 退学者数、退学率の推移

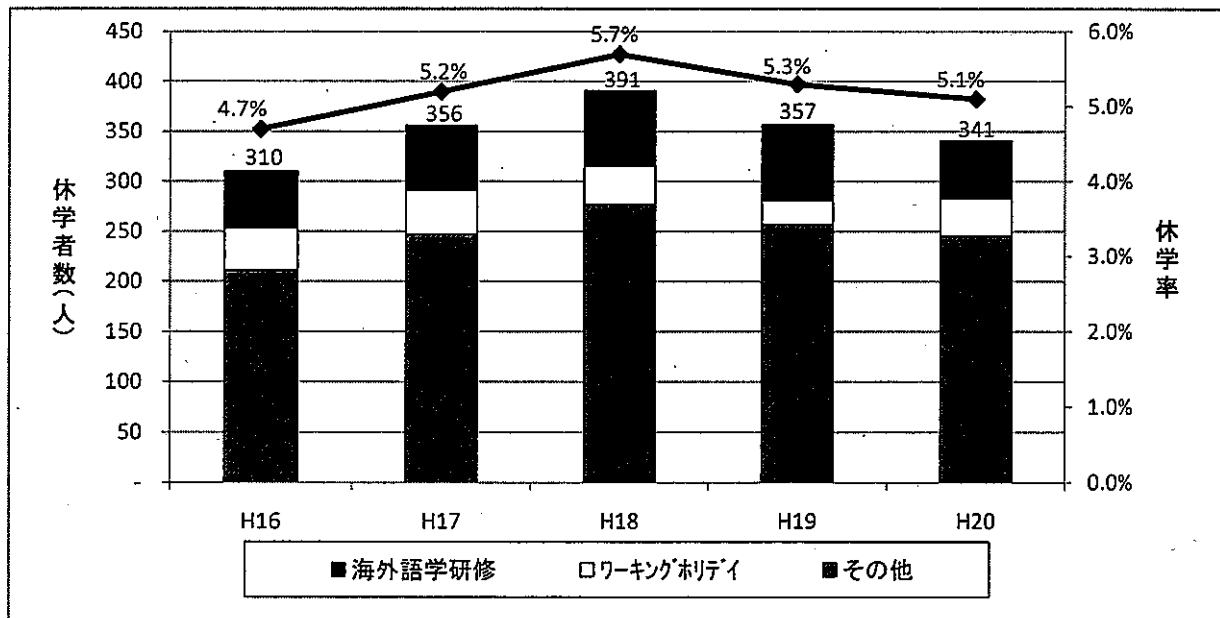


各年度末現在

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
学生数(人) 大学院含む	6,665	6,804	6,856	6,794	6,641
退学者(人)	122	132	119	166	136
退学率(%)	1.8%	1.9%	1.7%	2.4%	2.0%

※退学者には除籍者を含む。

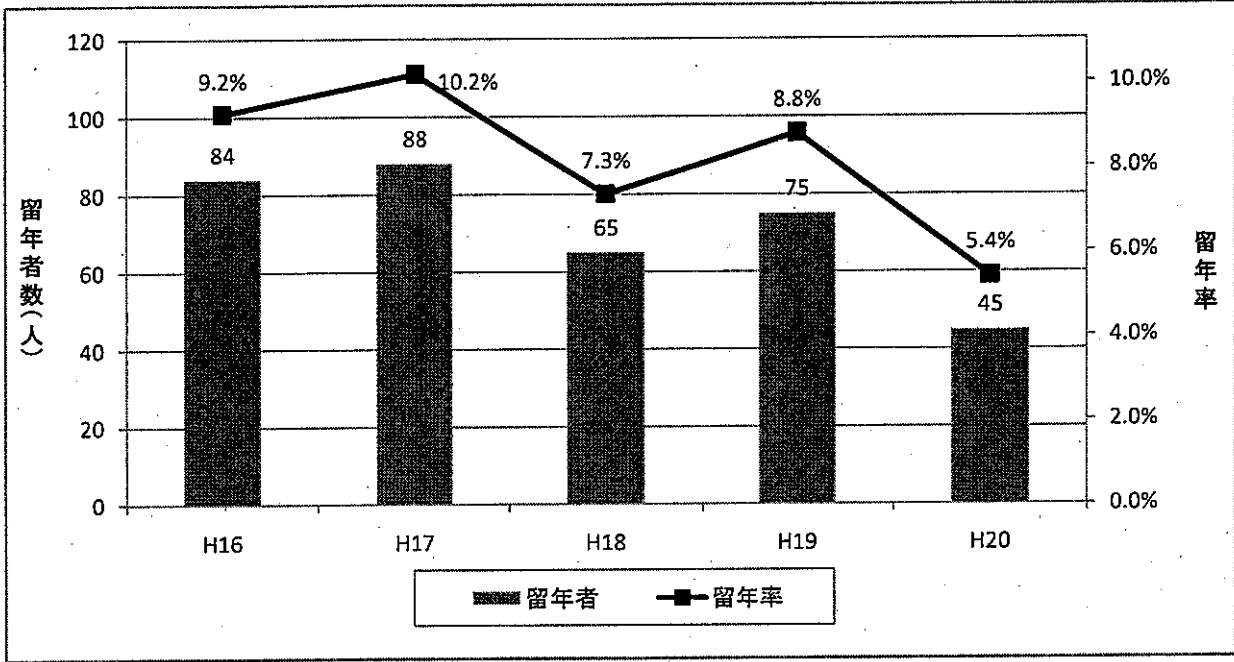
## 休学者数、休学率の推移



各年度末現在

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
学生数(人) 大学院含む	6,665	6,804	6,856	6,794	6,641
休学者(人)	310	356	391	357	341
海外語学研修	57	65	76	76	58
ワーキングホリデー	42	44	38	24	38
休学率(%)	4.7%	5.2%	5.7%	5.3%	5.1%

## 留年者数、留年率の推移(進級留年)

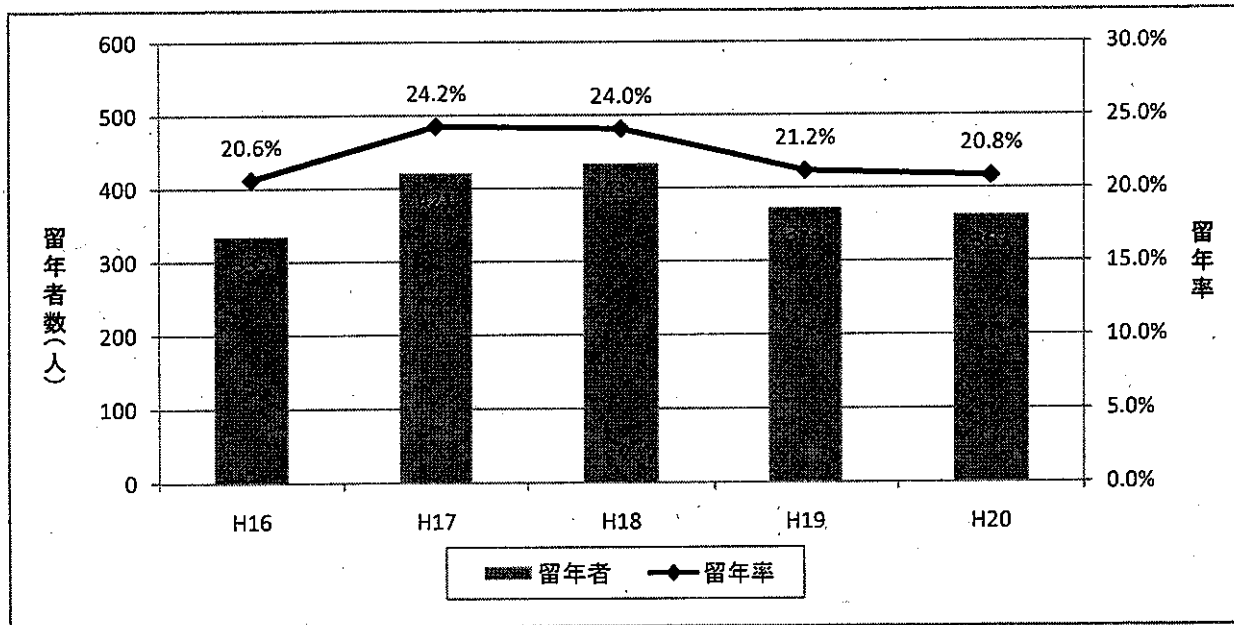


各年度末現在

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
学生数 2年前の入学生数	909	865	886	854	832
留年者(進級留年)	84	88	65	75	45
留年率(%)	9.2%	10.2%	7.3%	8.8%	5.4%

※外国語学部・経済学部(進級制度のない夜間主コースを除く)・文学部

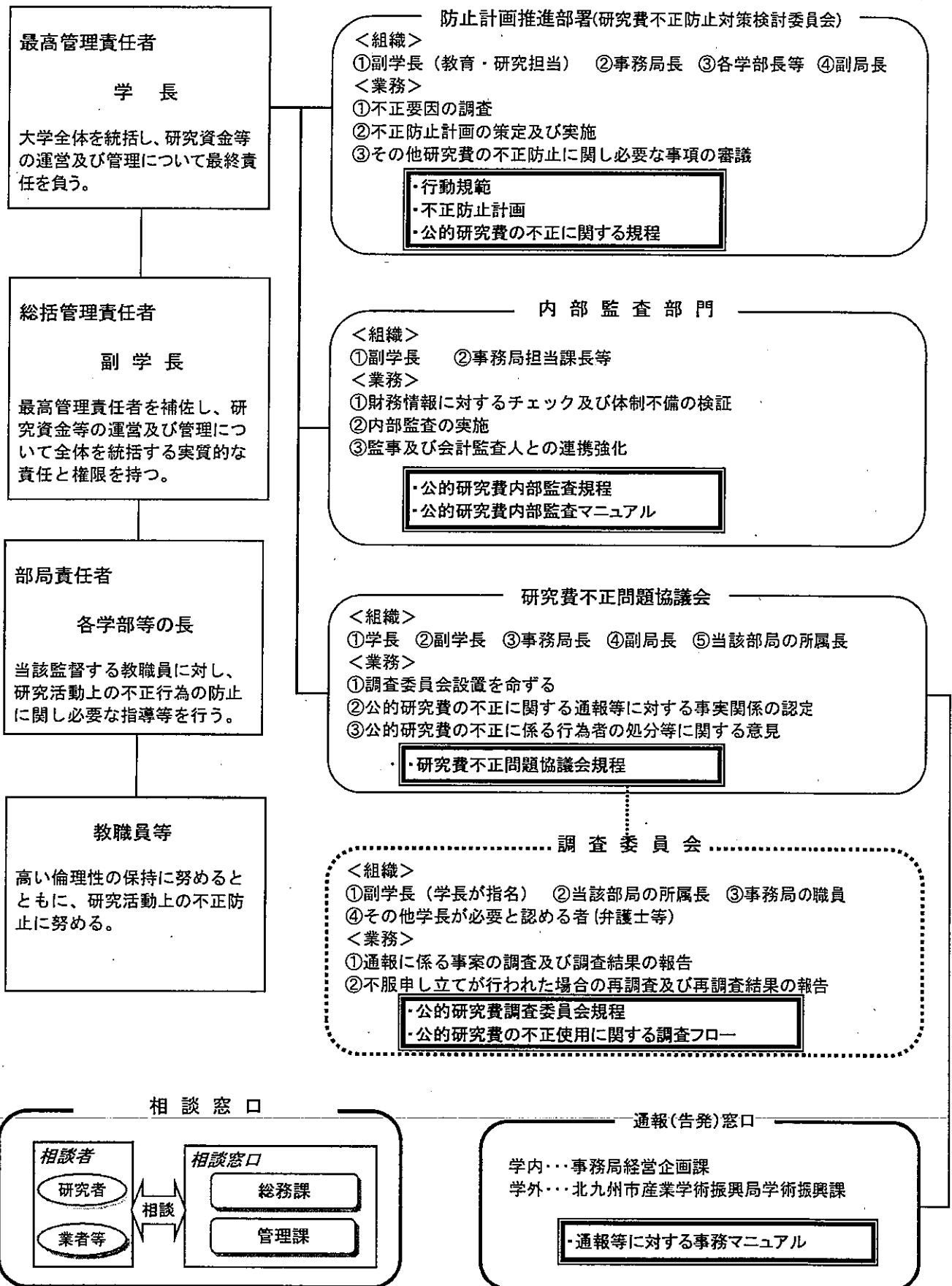
## 留年者数、留年率の推移(卒業留年)



各年度末現在

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
学生数 4年次の学部在籍者数	1,627	1,737	1,805	1,762	1,743
留年者(卒業留年)	335	421	434	373	363
留年率(%)	20.6%	24.2%	24.0%	21.2%	20.8%

## 北九州市立大学における公的研究費の管理・監査等に関する組織体制



公立大学法人北九州市立大学  
情報セキュリティポリシー

< 目 次 >

第一章 情報セキュリティ基本方針

1. 基本方針	1
2. 用語の定義	1
3. 適用範囲	1
4. 利用者の責務	2
5. 本ポリシー及び実施要領の作成と改訂	2

第二章 情報セキュリティ対策基準

1. 情報セキュリティ管理体制	2
(1) 情報セキュリティ統括管理者	
(2) 情報セキュリティ部門管理者	
(3) 情報セキュリティ管理者	
(4) 情報システム管理者	
(5) 情報システム技術者	
(6) 利用者	
(7) 情報セキュリティ委員会	
(8) 情報セキュリティ内部監査部門	
2. 情報の分類及び管理	3
3. 事故及び違反行為の報告と対応	3
4. 緊急の措置	4
5. 情報セキュリティの評価と更新	4
(1) 情報セキュリティの監査	
(2) 本ポリシーの評価と更新	
6. 本ポリシーの施行	4

付録1 定義	4
--------	---

付録2 情報セキュリティに関する法令及び要綱	5
------------------------	---



## 第一章 情報セキュリティ基本方針

### 1. 基本方針

公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）は、教育・研究および大学運営を円滑に行うために、情報基盤を整備し活用している。

本学では、学生に関する情報をはじめとする大量の個人情報保有している。これらの情報は、個人情報保護の観点から厳正に管理されなければならない。また、学術論文、特許など多くの価値ある知的情報を創造し、保有している。これらの情報は知的財産として適切な情報流通により広く社会に還元されるべきである。その他、本学全般の活動に関わって生成される各種情報も重要度に応じて厳正に管理されるべきである。これらの情報が蓄積または流通されている情報システムに障害が発生したり、情報の漏洩や改ざん・遺失が生じると、教育・研究活動や大学運営に支障をきたすだけでなく、本学の信用の失墜につながりかねない。さらには、社会に大きな混乱や障害をもたらすことも懸念される。

こうしたことから、本学の情報資産を管理・運用又は利用するための包括的な指針として、ここに公立大学法人北九州市立大学情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という）を策定する。あわせて、具体的対策を示した公立大学法人北九州市立大学情報セキュリティポリシー実施要領（以下「実施要領」という）を別に定めるものとする。

本ポリシーの目指すところは、次のとおりである。

(1) 次に示す情報セキュリティを確保し、維持する。

(ア) 情報資産に係る機密性

権限のない者への情報資産の提供を防止すること

(イ) 情報資産に係る完全性

情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止すること

(ウ) 情報資産に係る可用性

権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にすること

(2) 教育・研究及び大学運営を安全かつ安定的に遂行できる情報基盤を構築し運営する。

(3) 学内外の情報セキュリティを損ねる行為を防止する。

本学の情報資産を管理・運用又は利用する全ての関係者は、本ポリシー及び実施要領を理解し、本学における教育・研究及び大学運営において、情報資産の厳正な管理と適正な利用に努めなければならない。なお、本学が所管しない情報資産も情報セキュリティに注意して取り扱わなければならない。

### 2. 用語の定義

本ポリシーにおける用語の定義については巻末の付録に示す。

### 3. 適用範囲

本ポリシーの適用範囲は、本学の教育・研究及び大学運営に係る情報資産とする。本ポリシーの対象者は、役員、教職員、研究員、学生、研究生、委託業者、一時利用者（市民や訪問者等）

など本学においてその情報資産を利用するすべての者とする。(以下「利用者」という)

#### 4. 利用者の責務

利用者は、情報セキュリティの重要性を理解し、本ポリシー及び実施要領に定められている事項及び巻末付録2に掲げる情報セキュリティの関連法規及び要綱及び規程を遵守しなければならない。

#### 5. 本ポリシー及び実施要領の作成と改訂

本ポリシー及び実施要領の原案又は改定案の作成は、情報セキュリティ委員会が行う。

### 第二章 情報セキュリティ対策基準

#### 1. 情報セキュリティ管理体制

##### (1) 情報セキュリティ統括管理者

情報セキュリティ統括管理者(以下「統括管理者」という)は、すべての情報資産に関する情報セキュリティを統括する責任者であり、次の事項を行なう。

- (ア) 所属の情報セキュリティ部門管理者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者の指導及び監督
- (イ) 事故及び違反行為への対応
- (ウ) 情報セキュリティ委員会の運営
- (エ) 情報セキュリティに関する学外との折衝

##### (2) 情報セキュリティ部門管理者

情報セキュリティ部門管理者(以下「部門管理者」という)は、学部、研究科、各付属機関・施設、事務局の情報資産に関する情報セキュリティを統括する責任者であり、次の事項を行う。

- (ア) 所属の情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、情報システム技術者の指導及び監督
- (イ) 所属の情報資産を分類区分し、区分に応じた情報セキュリティ対策の実施
- (ウ) 事故及び違反行為への対応

##### (3) 情報セキュリティ管理者

情報セキュリティ管理者(以下「セキュリティ管理者」という)は、学科、研究室、各課の情報資産に関する情報セキュリティを統括する責任者であり、次の事項を行う。

- (ア) 所属の情報システム管理者及び利用者の指導及び監督
- (イ) 所属の部門管理者の支援
- (ウ) 所属の情報資産を分類区分し、区分に応じた情報セキュリティ対策の実施
- (エ) 事故及び違反行為への対応

#### (4) 情報システム管理者

情報システム管理者（以下「システム管理者」という。）は、情報システムの開発、運用及び保守（以下「開発等」という。）に関する情報セキュリティを統括する責任者であり、次の事項を行う。

- (ア) 所属の情報システム技術者及び利用者の指導及び監督
- (イ) 所属の部門管理者及びセキュリティ管理者の支援
- (ウ) 情報システム単位の情報セキュリティ対策の実施
- (エ) 事故及び違反行為への対応

#### (5) 情報システム技術者

情報システム技術者（以下「システム技術者」という。）は、システム管理者を補佐し、担当する情報システムの情報セキュリティの維持・強化に必要とされる物理的、技術的な対策の実施を行う。

#### (6) 利用者

利用者は、セキュリティ管理者及びシステム管理者の指示に従わなければならない。

#### (7) 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ委員会（以下「セキュリティ委員会」という。）は、情報セキュリティに関する次の事項を行う。

- (ア) 本ポリシー及び実施要領の原案又は改訂案の作成
- (イ) 啓発・教育に関する企画立案など重要事項の決定
- (ウ) 内部監査部門の統括
- (エ) 事故及び違反行為への対応
- (オ) 情報セキュリティ部門管理者及び情報セキュリティ管理者の指導
- (カ) 各組織が分類した情報資産の審査

#### (8) 情報セキュリティ内部監査部門

情報セキュリティ内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）は、本ポリシーの遵守状況について定期的に監査を行なう。内部監査部門はセキュリティ委員会が統括する。

### 2. 情報の分類及び管理

本学の情報資産は非公開情報と公開情報（限定公開情報を含む）に区分し重要度の分類に応じて定められた情報セキュリティ保護対策を講じなければならない。詳細は実施要領に定める。

### 3. 事故及び違反行為の報告と対応

- (1) 全ての利用者は事故及び違反行為をセキュリティ管理者又は部門管理者へ報告しなければならない。
- (2) セキュリティ管理者又は部門管理者は、システム管理者と相談し、報告内容から事故及び違反

が重大であるとみなされる場合は、直ちに統括管理者に内容について報告しなければならない。

(3) セキュリティ管理者又は部門管理者は、前項による報告を受けた場合、必要に応じて関係者に情報セキュリティ対策の改善を指導する等必要な措置を講じなければならない。

(4) 統括管理者は、本ポリシーに対する重大な違反行為が生じた場合、関連する決定機関に対して違反行為の報告を行う。

#### 4. 緊急の措置

統括管理者は、本学の情報セキュリティに対する侵害が発生又は発生の恐れがある場合の措置として、セキュリティ対策を実施する者の本ポリシーに対する遵守義務を一時的に免除することができる。これらの緊急措置がとられた場合、その経緯についてはセキュリティ委員会に報告されなければならない。

#### 5. 情報セキュリティの評価と更新

##### (1) 情報セキュリティの監査

内部監査部門は、本学の情報資産を守るために常に最新の情報を取得し、適切な物理的・技術的・人的セキュリティ対策が実施されているか定期的に点検・監査を実施し、監査結果をセキュリティ委員会に報告しなければならない。内部監査部門は、必要に応じて本ポリシー並びに実施要領の更新をセキュリティ委員会に勧告することができる。

##### (2) 本ポリシーの評価と更新

セキュリティ委員会は、情報セキュリティの監査報告をもとに本ポリシーの実効性を評価し、本学の実態に応じて情報セキュリティレベルを向上させ、かつ遵守可能な情報セキュリティポリシーに改めなければならない。

#### 6. 本ポリシーの施行

本ポリシーの施行に関し必要な事項は、セキュリティ委員会が定める。本ポリシーは平成20年6月1日から実施する。

#### 付録1 定義

本ポリシーにおける用語の定義は、次のとおりとする。

##### (1) 情報資産

情報及び情報を管理する仕組みの総称。本学の情報資産とは、本学の教育・研究及び大学運営を行うために生成及び収集した情報並びにその情報を管理するために設置した仕組みで、本学が管理責任を負うものである。

##### (2) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することをいう。

機密性・・権限のない者への情報資産の提供を防止すること。

完全性・・情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止すること。

可用性・・権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にすること。

(3) 電子情報

情報システムによって生産される情報及び保存・利用可能な情報のことで、電子的方式、磁気的方式その他、人によっては直接認識できない方式で作られた記録を指す。代表的なものに、プログラム等のソフトウェア、文書編集用ソフトで作成されたドキュメント、電子化された画像データなどがある。

(4) ネットワーク

ハードウェア（コンピュータを構成している電子回路、周辺機器等の物理的実体をいう。）を相互に接続するための通信網をいう。

(5) 情報システム

一定の目的の為にネットワークで接続されたコンピュータシステムをプログラムで制御することによって、情報を適切に処理・保存・管理し、相互に流通させるための仕組みをいう。

(6) 記録媒体

情報を記録する媒体をいう。例えばCDやDVD等の電子データとして記録される媒体や筆記用や印刷用の紙などである。

付録2 情報セキュリティに関する法令および要綱

- (1) 独立行政法人法等の保有する個人情報保護に関する法律
- (2) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律
- (3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- (4) 電子署名及び認証業務に関する法律
- (5) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (6) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (7) 不正競争防止法
- (8) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
- (9) 刑法
  - 第7条の2（定義）、第157条第1項（公正証書原本不実記載等）
  - 第158条第1項（偽造公文書行使等）
  - 第161条の2（電磁的記録不正作出及び供用）
  - 第234条の2（電子計算機損壊等業務妨害）
  - 第246条の2（電子計算機使用詐欺）
  - 第258条（公用文書等毀棄）
  - 第259条（私用文書等毀棄）
- (10) 北九州市個人情報保護条例
- (11) 学術情報総合センター施設利用要綱
- (12) 北九州市立大学文書管理規程

公立大学法人北九州市立大学  
情報セキュリティポリシー  
実施要領（教員編）

< 目 次 >

第一章 総則

- 1. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第二章 情報システムの取り扱い

- 1. 情報システムの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 情報システムの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 情報システムの修理・返却及び廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第三章 情報資産に関する業務の委託

第四章 情報セキュリティ対策

- 1. パスワードの管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. コンピュータウイルス対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. バックアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第五章 事故及び違反行為の報告

- 1. 事故および違反行為の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第六章 点検

- 1. 点検及び改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第七章 補則

- 補則・・ 3

## 第一章 総則

### 1. 趣旨

この要領は、「公立大学法人北九州市立大学情報セキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という）に基づき必要な事項を定める。なお、用語の略称及び定義は、ポリシーにおける使い方を継承するものとする。

### 2. 責務

- (1) 教員は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、職務の遂行に当たっては、ポリシー及び該当する実施要領に定められている事項を遵守しなければならない。
- (2) 教員は、情報資産を利用する場合、情報セキュリティに関係する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 教員は、情報セキュリティに関する研修の受講により、ポリシーやその他情報セキュリティに関する定めを理解し、情報セキュリティに支障が生じないように努めなければならない。
- (4) 教員は、学生に対して、ポリシーを理解させ、情報セキュリティ上の問題が生じないように指導しなければならない。

## 第二章 情報システムの取扱い

### 1. 情報システムの利用

教員は、本学に関わる情報資産を保管した情報システムを利用する場合、以下の事項に従わなければならない。

- (1) ウイルス感染や不正アクセス等によって情報資産に障害が発生する恐れがあると認められる場合、直ちにネットワークとの接続を切断し、セキュリティ管理者又は部門管理者に報告しなければならない。
- (2) 本学内の基幹ネットワークに影響を及ぼす障害が発生した場合、直ちに情報システム管理者に報告しなければならない。
- (3) 情報資産が記録されている情報システムが盗難・紛失にあった可能性がある場合、直ちにセキュリティ管理者又は部門管理者に報告して、対策を講じなければならない。
- (4) 教員は、情報システムを利用する場合、表示・印刷された情報が部外者に覗き見されないよう配慮しなければならない。

### 2. 情報システムの導入

教員は、情報資産の利用・保存等を行うための情報システムを本学内の基幹ネットワークに新規に接続する場合、北方キャンパスは学術情報課に、ひびきのキャンパスは管理課に接続利用申請書を提出して承認を得なければならない。

### 3. 情報システムの修理・返却及び廃棄



- (1) 情報システムを外部の者に修理させる場合、修理に係る契約において守秘義務に関する定めを設け、事前に説明しなければならない。
- (2) 情報システムを返却又は廃棄する場合、情報システム内に含まれている全ての電子ファイルを復元・修復できないように措置を講じなければならない。

### 第三章 情報資産に関する業務の委託

情報システムの導入、もしくは保守その他情報資産に関する業務の委託契約を締結しようとする場合、実施要領（事務員編）に応じて処理を行う。

### 第四章 情報セキュリティ対策

#### 1. パスワード管理

教員は、付与されたパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) パスワードを秘密にし、パスワードの照会は一切応じないこと
- (2) パスワードを記録したメモは、第三者が容易に発見できない場所に保管すること
- (3) パスワードの設定に当たっては、推測されやすいもの、又は解読されやすいものを避けること
- (4) パスワードは定期的に変更を行うこと
- (5) その他、情報システム管理者の指示に従うこと

#### 2. コンピュータウイルス対策

ウイルス感染や不正アクセス等の被害を防止するための適切なセキュリティ対策を施さなければならない。

#### 3. バックアップ

第1種、第2種の情報資産が含まれている電子ファイルは、定期的に別の記憶媒体に保存し、何らかの要因でその電子ファイルが破壊されたとしても、すぐに復旧できるようにしておかなければならない。

### 第五章 事故及び違反行為の報告

#### 1. 事故及び違反行為の報告

- (1) 教員は、事故及び違反行為が発生した場合、セキュリティ管理者又は部門管理者に報告しなければならない。
- (2) 教員は、本学内の基幹ネットワークに影響を及ぼす障害が発生した場合、直ちに北方キャンパスは学術情報課に、ひびきのキャンパスは管理課に報告しなければならない。

## 第六章 点検

### 1. 点検及び改善

- (1) 教員は、情報セキュリティに関する点検をチェックリストに従って定期的に行い、その結果をセキュリティ管理者又は部門管理者に報告しなければならない。
- (2) 教員は、情報セキュリティに関して、改善が必要と認められた場合は適切な措置を講じなければならない。

## 第七章 補則

この要領の運用に関し必要な事項は、セキュリティ委員会が別途定める。

公立大学法人北九州市立大学  
情報セキュリティポリシー  
実施要領（事務員編）

## < 目 次 >

### 第一章 総則

- 1. 趣 旨・・・1
- 2. 責務・・1

### 第二章 情報システムの管理

- 1. 情報システムの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 情報システムの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3. 機器の修理および廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

### 第三章 情報資産に関する業務の委託等

- 1. 事業者の保護体制の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 契約書及び協定書等の明記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3. 誓約書・・2
- 4. 事前協議・・2

### 第四章 情報セキュリティ対策

- 1. パスワードの管理・・・2
- 2. コンピュータウイルス対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3. バックアップ・・3

### 第五章 事故及び違反行為の報告

- 1. 事故及び違反行為の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

### 第六章 情報セキュリティの点検及び監査

- 1. 点検・・・3
- 2. 監査・・・4

### 第七章 補 則

- ・・・4

## 第一章 総則

### 1. 趣旨

この要領は、「公立大学法人北九州市立大学情報セキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という）に基づき必要な事項を定める。なお、用語の略称及び定義は、ポリシーにおける使い方を継承するものとする。

### 2. 責務

- (1) 職員は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、職務の遂行に当たっては、ポリシー及び該当する実施要領に定められている事項を遵守しなければならない。
- (2) 職員は、情報資産を利用する場合は、情報セキュリティに係る法令等を遵守しなければならない。
- (3) 職員は、情報セキュリティに関する研修の受講により、ポリシーやその他情報セキュリティに関する定めを理解し、情報セキュリティに支障が生じないように努めなければならない。

## 第二章 情報システムの管理

セキュリティ管理者は、所管する情報システムをポリシー及び実施要領及びその他セキュリティに係る法令等に従い適切に管理しなければならない。

### 1. 情報システムの構成

- (1) セキュリティ管理者は、所管する情報システムのハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの構成並びにその導入時期を、常に把握しておかなければならない。
- (2) セキュリティ管理者は、所管する業務に係る情報システムのシステム仕様書・情報ネットワーク構成図等について、所定の場所に保管しなければならない。

### 2. 情報システムの利用

- (1) 情報システムを利用しようとする者は、当該情報システムを所管するセキュリティ管理者の承認を得なければならない。
- (2) 職員は、情報システムに係るハードウェアを学外に持ち出してはならない。但し、当該情報資産を所管するセキュリティ管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 職員は、情報システムに係るハードウェアに周辺機器を接続してはならない。但し、当該情報資産を所管するセキュリティ管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 職員は、情報システムに係るハードウェアにソフトウェアをインストールしてはならない。但し、当該情報資産を所管するセキュリティ管理者の許可を得た場合は、この限りでない。

### 3. 機器の修理および廃棄

- (1) 情報システムを外部の者に修理させる場合、修理に係る契約において守秘義務に関する定めを設け、事前に説明しなければならない。
- (2) 情報システムを返却又は廃棄する場合、情報システム内に含まれている全ての電子ファイル

を復元・修復できないように措置を講じなければならない。

### 第三章 情報資産に関する業務の委託等

#### 1. 事業者の保護体制の確認

職員は、その他情報資産に関する業務の委託等契約（以下「委託等契約」という。）を締結しようとするときは、当該委託等契約の相手、方法等について調査及び確認しなければならない。

#### 2. 契約書及び協定書等の明記事項

職員は、委託等契約を締結しようとするときは、契約書又は協定書等に次に掲げる事項を明記し、契約書等記載事項確認表（様式6）により確認するものとする。ただし、理由を付したときは、その事項の記載を省略することができる。

- (1) データの秘密保持に関する事項
- (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (3) 情報資産の指示された目的以外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項
- (4) データの複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (6) 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項
- (7) データの授受及び搬送に関する事項
- (8) 委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項
- (9) その他データの保護に関し必要な事項
- (10) 前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

#### 3. 誓約書

職員は、委託等契約を締結しようとする時は、必要に応じ、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させなければならない。

#### 4. 事前協議

委託等契約を締結しようとする時は、情報資産の適切な管理の方法について、あらかじめシステム管理者と協議しなければならない。

### 第四章 情報セキュリティ対策

#### 1. パスワードの管理

職員は付与されたパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 転任等により情報システムを利用する権利を失った場合は、速やかにセキュリティ責任者に届け出ること。
- (2) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等に一切応じないこと。
- (3) パスワードを記録したメモ等を第三者が容易に見ることができる場所に保管しないこと。
- (4) パスワードの設定に当たっては、推測されやすいもの又は解読されやすいものを避けること。
- (5) 新規登録および再発行により仮のパスワードを付与された場合は、最初のログインの時点で当該パスワードを変更すること

(6) パスワードは定期的に変更を行うこと。

## 2. コンピュータウイルス対策

(1) 職員は、所管する教育・研究・事務用情報資産がコンピュータウイルス（以下「ウイルス」という。）に感染することを防止するため、次の事項を実施しなければならない。

(ア) 所管する情報機器にウイルス対策ソフトを導入すること

(イ) ウイルスに関する情報の収集に努めること

(ウ) ウイルスを検索し、及び駆除するために使用するウイルス定義ファイル（ウイルスの特徴を収録し、ウイルスを検出するために使用するファイルをいう。）を常に最新の状態に更新すること

(エ) 所管する情報機器を使用する職員に対し、ウイルスに関する情報を提供し、注意を喚起するよう努めること

(2) 職員は、ウイルス感染によって情報資産に重大な障害が発生する恐れがあると認める場合は、ネットワークとの接続を切断する等、必要な対策を講じなければならない。

(3) 職員は、使用する端末装置等に関し、ウイルスの検索及び駆除を定期的に行わなければならない。

(4) 職員は、他から入手した記録媒体を端末装置等に使用する場合は、事前にウイルスの検索及び駆除を行わなければならない。

## 3. バックアップ

職員は、情報システムで使用するデータのうち、当該システムの復旧に必要なものを定期的に記憶媒体等に保存し、当該記憶媒体を盗難又は破壊の恐れがない場所に保管しなければならない。

## 第五章 事故及び違反行為の報告

### 1. 事故及び違反行為の報告

(1) セキュリティ管理者は、事故及び違反行為が発生した場合は、直ちに部門管理者に報告しなければならない。

(2) 部門管理者は事故の報告を受けた場合は、直ちにセキュリティ委員会に事故の状況について報告しなければならない。

(3) 部門管理者は、情報セキュリティに関する重大な事故の報告を受けた場合には、必要に応じ当該報告の内容を検討し、セキュリティ管理者に情報セキュリティに関する対策の改善を指導する等必要な措置を講じなければならない。

## 第六章 情報セキュリティの点検及び監査

### 1. 点検

(1) セキュリティ管理者は、この規程の適正な運用を確保するため、情報セキュリティに関する対策の実施状況を定期的に点検し、その結果を部門管理者に報告しなければならない。

- (2) セキュリティ管理者は、点検結果を内部監査部門に報告する。
- (3) セキュリティ管理者は、点検結果において問題が発生した場合は、適切な措置を講じなければならない。
- (4) 点検は点検チェックリストに従って実施する。

## 2. 監査

- (1) 内部監査部門は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行わなければならない。内部監査部門は事前実施した点検結果を評価し、監査を実施する。
- (2) 内部監査部門は、情報セキュリティに関する監査により、改善が必要と認められた場合は、対象部門に対して適切な措置を講じるように勧告しなければならない。
- (3) 内部監査部門は、セキュリティ委員会に監査結果を報告しなければならない。
- (4) 内部監査は監査マニュアルに従って実施する。

## 第七章 補則

この要領の運用に関し必要な事項は、セキュリティ委員会が別途定める。



(参考)

### 平成20年度 定年退職者の在職期間

#### 【定年退職】

退職日	所属	(退職時年齢)	在職期間
H21.3.31	外国語学部	(65)	37年0月
	基盤教育センター	(65)	36年0月
	基盤教育センター	(65)	37年0月
	基盤教育センター	(65)	16年0月
	社会システム研究科	(70)	7年0月
	国際環境工学部	(70)	15年10月
	国際環境工学部	(65)	8年0月
	国際環境工学部	(70)	8年0月
	国際環境工学部	(70)	7年0月

( 案 )

平成 2 1 年 8 月 日

北九州市長  
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会  
委員長 石田 重森

意 見 書

公立大学法人北九州市立大学の平成 2 0 事業年度財務諸表及び利益処分の承認について、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 3 4 条第 3 項及び同法第 4 0 条第 5 項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第 3 4 条第 1 項に規定する財務諸表の承認については、意見はない。
- 2 法第 4 0 条第 3 項に規定する利益処分の承認については、意見はない。

# 公立大学法人北九州市立大学の年度評価実施要領

平成18年4月26日  
北九州市独立行政法人評価委員会

## 1 評価業務（地方独立行政法人法の規定）

- (1) 各事業年度における中期計画の実施状況について調査・分析し、各事業年度の業務実績全体について総合的な評定を行う。（第28条第2項）
- (2) 評価結果を大学に通知し、必要な場合、業務運営の改善その他について勧告する。（第28条第3項）
- (3) 評価結果と勧告内容を市長に報告し、公表する。（第28条第4項）

## 2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「分野別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「分野別評価」では、中期計画の記載項目ごとに大学が行う自己点検・評価を検証し、「分野」ごとに結果を記述するとともに、中期計画の進行状況の目安を段階で示す。
- (3) 「全体評価」では、「分野別評価」の結果を踏まえるとともに、大学が把握している指標を参考に、中期計画の全体の進行状況や実績について総合的な視点から記述式で評価を行う。

## 3 分野別評価の具体的な方法

- (1) 分野別評価は、中期計画に掲げた以下の5つの事項について行う。
  - ① 教育研究等の質の向上
  - ② 業務運営の改善及び効率化
  - ③ 財務内容の改善
  - ④ 自己点検・評価及び情報提供
  - ⑤ その他業務運営に関する重要事項（施設等の整備・安全管理・人権啓発）
- (2) 大学による自己点検・評価
  - ① 実績報告書（別紙様式）において中期計画の記載項目ごとにその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。  
年度計画の項目別の進行状況は、以下のとおり4段階で示す。  
Ⅳ：「年度計画を上回って実施している」  
Ⅲ：「年度計画を概ね順調に実施している」  
Ⅱ：「年度計画を十分に実施できていない」  
Ⅰ：「年度計画を実施していない」

- ② 分野ごとに特記事項を記載する。

法人化のメリットを活かした特色ある取り組みや様々な工夫、中期計画を変更する必要や中期目標の達成に向けて支障が生じた場合の状況や理由など。

### (3) 評価委員会による評価

- ① 大学の自己評価の検証

評価委員会は、中期計画の項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性など総合的に検証する。そのとき、評価に必要な資料の提出を大学に求めるとともにヒアリングなどを実施する。

- ② 記述式の評価

大学による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。また、特筆すべき点や遅れている点について分野別に記述式で評価を行う。

- ③ 5段階評価

大学の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、計画の進行状況について以下のような目安を示す。

A：特筆すべき進行状況（評価委員会が特に認める場合）

B：計画どおり（すべてⅣまたはⅢ）

C：概ね計画どおり（ⅣまたはⅢの割合が9割以上）

D：やや遅れている（ⅣまたはⅢの割合が9割未満）

E：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

## 4 全体評価の具体的な方法

分野別評価の結果や大学の実績を端的に示す指標等を参考にしながら、中期計画の進行状況全体について、記述式により評価を行う。

## 5 評価のスケジュール

- (1) 6月末までに、大学から前年度の業務実績報告書等を評価委員会に提出。
- (2) 7月下旬までに、実績報告書等を調査分析するとともに、必要に応じて大学に対するヒアリングを実施のうえ、評価案を策定。
- (3) 8月中旬までに、評価案に対する大学の意見付与の機会を経て、評価結果を決定。
- (4) 8月下旬までに、評価結果を大学に通知（必要に応じて業務改善等の勧告）し、市長に報告。